

官報

號外 昭和九年二月二十三日

○第六十五回 衆議院議事速記錄第十六號

(帝國議會)

昭和九年二月二十二日(木曜日)

午後一時二十四分開議

議事日程 第十五號

昭和九年二月二十二日

午後一時開議

第一 輸出組合法中改正法律案 (政府提出)

第二 非訟事件手續法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付)

第三 裁判所構成法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付)

第四 營業収益稅法中改正法律案 (小林鉢君外二名提出)

第五 司法保護法案 (小林鉢君外六名提出)

第六 民族優生保護法案 (荒川五郎君外一名提出)

第七 農村救濟負擔均衡法案 (清瀬一郎君外四名提出)

第八 地方財政補整交付金法案 (岡田忠彦君外四十四名提出)

第九 計理士法中改正法律案 (世耕弘一君外二名提出)

第十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案 (栗原彦三郎君外十二名提出)

第十一 地租法中改正法律案 (山田助作君外九名提出)

第十二 建築士法案 (星島一郎君外三名提出)

第十三 建築士法案 (多田滿長君外三名提出)

第十四 決議案 (内藤正剛君外二名提出)

第十五 決議案 (南滿洲鐵道株式會社改造ノ件) (小池四郎君提出)

第十六 決議案 (内閣不信任ノ件) (安達謙藏君外二名提出)

第十七 小作調停法中改正法律案 (牧野賤男君外十三名提出)

第十八 行政執行法中改正法律案 (松定吉君外六名提出)

第十九 速記士法案 (内藤正剛君外一

第二十 地租法中改正法律案 (山田助作君外九名提出)

第二十一 建築士法案 (星島一郎君外三名提出)

第二十二 建築士法案 (多田滿長君外三名提出)

第二十三 史蹟名勝天然紀念物保存法

中改正法律案 (天辰正守君外一名提出)
農業保險法案 (高田耘平君外五名提出)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス)

第二十四 農業保險法案 (高田耘平君外三名提出)

第一讀會
所得稅法中改正法律案
提出者

第二十五 簡易森林火災保險法案 (小山邦太郎君外十七名提出)

第一讀會
漁船保險法案 (工藤鐵男君外三名提出)

第二十六 刑法中改正法律案 (作田高太郎君外十三名提出)

第一讀會
借地借家調停法中改正法律案 (牧野賤男君外十三名提出)

第二十七 刑事訴訟法中改正法律案 (原大次郎君外十三名提出)

第一讀會
百貨店法案 (野田文一郎君外二名提出)

第二十八 刑法中改正法律案 (作田高太郎君外十三名提出)

第一讀會
改正法律案 (野田文一郎君外二名提出)

第二十九 借地借家調停法中改正法律案 (牧野賤男君外十三名提出)

第一讀會
改正法律案 (立川平君外二名提出)

第三十 小作調停法中改正法律案 (牧野賤男君外十三名提出)

第一讀會
改正法律案 (斯波貞吉君外二名提出)

第三十一 民事訴訟法中改正法律案 (牧野賤男君外十三名提出)

第一讀會
改正法律案 (牧野賤男君外十三名提出)

第三十二 陪審法中改正法律案 (牧野賤男君外十三名提出)

第一讀會
改正法律案 (風見章君提出)

第三十三 產業組合法中改正法律案 (牧野賤男君外十三名提出)

第一讀會
改正法律案 (風見章君提出)

第三十四 決議案 (南滿洲鐵道株式會社改造ノ件) (小池四郎君提出)

第一讀會
改正法律案 (安達謙藏君外二名提出)

第三十五 決議案 (内閣不信任ノ件) (安達謙藏君外二名提出)

第一讀會
改正法律案

第三十六 露絲業組合法中改正法律案 (風見章君提出)

第一讀會
改正法律案 (近藤壽市郎君提出)

第三十七 郷又ハ町村祿高ニ對スル公債證書給與ニ關スル法律案 (寺田市正君外四名提出)

第一讀會
改正法律案 (近藤壽市郎君提出)

第三十八 行政執行法中改正法律案 (一松定吉君外六名提出)

第一讀會
改正法律案 (近藤壽市郎君提出)

第三十九 速記士法案 (内藤正剛君外一

第一讀會
改正法律案 (近藤壽市郎君提出)

第四十 地租法中改正法律案 (山田助作君外九名提出)

第一讀會
改正法律案 (近藤壽市郎君提出)

第四十一 建築士法案 (星島一郎君外三名提出)

第一讀會
改正法律案 (星島一郎君提出)

第四十二 建築士法案 (多田滿長君外三名提出)

第一讀會
改正法律案 (多田滿長君提出)

第四十三 史蹟名勝天然紀念物保存法 (以上二月二十二日提出)

第一讀會
改正法律案 (以上二月二十二日提出)

第三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

多田 満長君 山耕 儀重君
武知 勇記君 手代木隆吉君
東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所
獨立ニ關スル建議案 提出者 加藤 知正君
山本 慎平君 山耕 儀重君
山下 谷次君 增田 義一君
荒川 五郎君 高田 栄平君

雪國地帶ノ鐵道敷設速成ニ關スル建議案 提出者 八田 宗吉君
野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案 提出者 八田 宗吉君
八田 宗吉君 戸田 虎雄君
八田 宗吉君 佐藤洋之助君
八田 宗吉君 柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ關スル建議案 提出者 八田 宗吉君
八田 宗吉君 横梯山猪苗代湖ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案 提出者 八田 宗吉君
(以上二月二十一日提出)

一去二十日齋藤内閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ
遞信省郵務局長 久塙 茂
逕信省電務局長 山本直太郎
逕信省管船局長 浅野 平二
逕信省航空局長 片岡 直道
第六十五回帝國議會遞信省所管事務政府委員被仰付
一去二十日辭任シタル常任委員左ノ如シ
第一部選出請願委員 江藤源九郎君
一去二十日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

地租法中改正法律案(松岡俊三君外四十名提出)外三件委員
辭任内ヶ崎作三郎君 補闕村松 久義君
野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案
一昨二十一日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ
如シ

第一部選出

君補闕

(中野種一郎君(江藤源九郎君))

如シ

製鐵所特別會計法廢止法律案(政府提出)
委員
辭任藤田 若水君 補闕本田彌市郎君
鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)委員
辭任津雲 國利君 補闕一瀬 一二君
五大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案
(中井一夫君外六名提出)外一件委員
辭任伊藤仁太郎君 補闕林 路一君
辭任鈴木 英雄君 補闕田中喜代松君
辭任松永 東君 補闕手代木隆吉君
八田 宗吉君

ニ對シ追加豫算提出方要求ニ付テトノコト
ニアリマス、又戸田君ノ議事進行ノ發言ハ、
本日ノ議事ノ順序ニ付テトノコトニアリマ
ス、順次其發言ヲ許シマス——砂田重政君
〔砂田重政君登壇〕

○砂田重政君 私ハ此機會ニ議長ヲ通シテ
政府ニ御答辯ヲ煩シタイト存ズルノデアリ
マス、既ニ委員會其他ニ於テハ、度々政府
ニ質問ヲ致シ、政府ノ答辯ヲ要求シタ事柄
デゴザイマスガ、此議會開會以來、殊ニ豫
算ノ審議ニ當リマシテ、今期議會ニ提案ヲ
セラレバキ重大ナル國策、政策ニ關スル問
題ニ付キマシテ、吾々ノ要望ヲ致シタ點モ
アリマス、又政府ヨリ進ンデ其提案ヲ聲明
サレタモノモアリマス、然ルニ爾來其政府
ノ提案ハ、遲々トシテ殆ド見ルベキモノガ
ナイノデアリマス、承レバ總理大臣ニハ病
氣引籠リ中ト云フコトデアリマス、又農林
大臣モ、御病氣ノ爲ニ引籠ラレテ居ルト云
フコトデアリマスルガ、斯様ナ爲ニ政府ノ
提案セラルベキ幾多ノ法律案、追加豫算等
ガ遲延ヲ致シテ、既ニ會期ノ三分ノ二ヲ過
ギル今日、尙ホ其提案ヲ見ルニ至ラナイト
云フ理由デアリマスルナレバ、政府ハ宜シ
ク進ンデ、此大臣ニ代ルベキ適當ナル處置
ヲナサル必要ガアルト存ズルノデアリマス
(拍手)又斯様ナ支障ナシト致シマスルナレ
バ、少クトモ國民ノ生活ニ即シ、實生活ニ
即スル重大ナ法律案、追加豫算ハ、既ニ去
ル二月十二日ノ豫算總會ノ席上ニ於テ、不
日提案ヲスルト云フ誓約ヲナサッタ政府ニ
於テ、一日モ速ニ之ヲ此議會ニ提案サレナ
ケレバ、相成ラヌト存ズルノデアリマス、
リマス、砂田君ノ議事進行ノ發言ハ、政府
申ス迄モナク豫算委員會ニ於テ政府ノ聲明

ニ付テハ、コ、コ、數日ヲ出デズシテ、其案
ハ提案ヲサル、ガ如キ言葉ヲ、公ノ席及ビ
私的ノ席ニ於テ、吾々ハ承ッテ居ラタノデゴ
ザイマスガ、以來既ニ十日以上經過致シテ
居リマス今日、尙ホ其中ノ一ヲ見ルコトガ
出來ナイノデアリマス、豫算總會ノ席上ニ
於テ、吾々ノ同僚大口喜六君ヨリ要望サレ
マシタル、朝鮮總督府ノ増稅ニ伴フベキ法
律ノ改正案ハ、是非共出サナケレバナラヌ
ト云フコト、是亦政府ニ於テ、豫算會議ニ
於テ聲明セラレ、速ニ其提案ヲ希望スルト
云フコトハ、大口君ニ依ッテ繰返サレテ申述
ラレタノデアリマス、產業施設ニ付テハ、
商工關係ニ於ケル重要輸出品ノ統制ニ關ス
ル對策モ、御提案ニナルヤニ拜承致シテ居
ルノデアリマス、又吾々ノ同僚ヨリ豫算總
會ニ於テ要望致シマシタ、肥料國策ノ對策
モ提案ヲ要望致シテ居ルノデゴザイマス、然
ルニ是等何レノ點ニ對シテモ、未ダ一點ノ
提案ヲ見ルコトヲ得ズ、議院ニハ、此國民
全體ノ要望、殊ニ最近ニ於ケル情勢ハ、
農村ニ對スル幾多ノ對策、之ニ付テ日々幾
多ノ請願或ハ陳情ノ爲ニ、全國ヨリ殺到シ
テ居ル此農民ノ窮狀ニ對シテ、一モ其提案
ヲ見ザルコトハ、國民ヲシテ一層不安ノ念
ヲ深カラシムルモノト存ズルノデアリマス
(拍手)吾々ハ一日モ速ニ其提案ヲ見タイト
テ如何ナル所見ヲ御持チニナッテ居ルカ、國民
同盟ヨリ不信任案ヲ提出サレマシテ、日々

セラレタ點ノ第一ハ、米ニ對スル對策ニ付
テ、適當ナル法律案ヲ提案ヲスルト云フ明
言ヲサレタノデアリマス、又蠶絲ニ對スル
對策及ビ農業土木ニ對スル對策、是等ノ問
題ニ付テハ、コ、コ、數日ヲ出デズシテ、其案
ハ提案ヲサル、ガ如キ言葉ヲ、公ノ席及ビ

モナクシテ、敢然私共ト現内閣ニ對スル不信任ノ意ヲ、國民ニ表明スベキモノデアルト私ハ信ズルノデアリマス(拍手)

諸君、私ハ是レ以上斯ル問題ニ付テハ申述ベマセス、唯砂田君ハ、私共ガ徒ニ現内閣倒壊ヲ目的トシテノ不信任案ダト言ハレマシタノデアリマスルガ、是ハ非常ニ違テ居ルト云フコトヲ申上ゲナケレバナリマセヌ、其共ノ提案ノ趣旨精明ニ依テ御覽下サルコトガ得ラレル通り、吾々ハ最近突發致シマシタヤウナ臨時ノ事柄ヤ、其他追加豫算ヲ提出スル次第ト云フヤウナ事柄ニ即シテ、現内閣不信任案ヲ提出シテ居ルノデハゴザイマセス、即チ組閣二年ニ垂ント致シマスル現内閣ノ實績ヲ見マシテ、昨年ノ議會ニ於ケル政府ノ提案ヲ見マシテ、而シテ其後ニ於ケル種々ナル情勢ヲ觀察致シマシテ、現内閣ニ六十五議會ヲ委セルコトハ、絶對ニ國民ノ實生活ニ於テ無益有害ナリトノ根本觀念ニ立脚致シテ居ルノデアリマス(拍手)故ニ私共ノ提案ニ對シテ、徒ニ倒壊ヲ目的トスルガ如キ御批判ノアルト云フコトハ、甚ダ心外千萬ニ存ズルノデアリマス諸君ヘロヲ極メテ政黨政治ノ信用回復ヲ論議セラレテ居ルノデアリマス、又議會政治ノ權威維持ニ付テ力説セラレテ居ルノデアリマス、然ラバ私ハ申上ゲタイ、政黨政

治ノ信用ヲ確保シ、議會政治ノ權威ヲ維持スルニ於テハ、何故ニ唯一在野黨タル吾々同志ノ決議案ニ付テ、十分ノ審議ヲナサレヌカ、在野黨タル我ガ國民同盟ガ何故ニ現内閣ニ信賴セヌカト云フコトノ審議ヲ盡サシテコソ、初メテ政黨政治、議會政治ノ權威信用ハ維持セラル、モノト思

只今議事進行ノ發言トシテ、戸田由美君御演說中、議長ニ關スル部分ニ付テ御答ヲ致シタイト思ヒマス、議長ハ總テ日程通り議

事ヲ進行致シテ居リマス、議事ノ進行ニ付テハ十分熱意ヲ持テ居ルト云フコトハ、

滿場諸君ノ總テガ御認メ下サテ居ルコトト信ジテ居リマス(拍手「ノーケン」)唯戸田君所屬ノ國民同盟ヨリ、御提出ノ決議案ガ

上程審議スルニ至ラザルコトニ付テ、多ク

ノ遺憾ヲ持テ居ラレル結果、只今ノ御發議ガアツカト、存ズルノデアリマスガ、御

承知ノ通り議長ハ、同決議案ヲ日程ニ組込ンデ居ルノデアリマス、即チ去ル二十日ニ於テ日程ニ組込ンデ居ル、今日モ亦日程ニ組ンデ居ルノデアリマス、二十日ニ是ガ上程審議ニ至ラザリシコトハ、此議場ノ決議ニ基ク當然ノ結果アルノデアリマス、

議長ニ於テハ是レ以上何トモ計ヒヤウハナ

セラレマシテ、此審議ヲ速ニ進メラレタナラバ、議會ノ事、政治ノ事ハ、此議場ニ依テ根本的ニ解決セラレマシテ、醜キ司法権ノ發動ナドニセズニ、政治的解決ガ一切著キマシテ、政黨ノ信用、議會ノ權威ト云フモノガ國民ニ依テ認メラレルト考ヘルノ

程變更ノ動議ガ提出セラレマシタ(「反對」ト呼フ者アリ)議事日程變更ニ關スル緊急動議、本日ノ議事日程第三十五、決議案、

内閣不信任ノ件ヲ繰上ゲ、日程第一ノ前ニ上程シ、審議ヲ進ムルコトノ緊急動議デアリマス、(「反對」ト呼フ者アリ)凡ソ日程變

更ノ動議ハ、討論ヲ用ヒズシテ採決スルノ例トナフテ居リマス、仍テ此際直チニ此緊急動議ニ付テ採決致シマス、清瀬君ノ提出

ニ係ル動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

ラザル司法権ノ發動ノ如キ手段ニ、出ヅルモノガ出ルト云フコトヲ吾々ハ深く恐レマス(拍手)諸君ヘ政黨政治信用維持ノ爲ニ、

議會政治權威ノ保全ノ爲ニ、速ニ議長ト共ニ我黨ノ不信任案上程ニ向テ賛成セラレ

ンコトヲ、切ニ希望スル次第デアリマス、

(拍手)

○議長(秋田清君) 此場合一言致シマス、

日程第一、輸出組合法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——商工大臣松本烝治君

第一 輸出組合法中改正法律案(政

第一條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

輸出組合法中左ノ通改正ス

第一條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ特別ノ事情アルトキハ取扱商品ヲ異ニスル重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

第七條ノ三 輸出組合前條ノ規程ニ基キ組合又ハ組合員ノ輸出數量又ハ輸出價格ニ付制限ヲ定メタルトキハ遲滯ナク主務大臣ニ届出ヅベシ届出データル事項ヲ變更シタルトキ亦同ジ

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ輸出數量又ハ輸出價格ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第九條 営業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲特ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ノ組合員又ヘ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第一條第一項但書ノ場合ニ於テハ取扱商品毎ニ各組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十三條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ第一條第一項但書ノ場合ニ於テハ取扱商品毎ニ各組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
以上ノ同意アルコトヲ要ス
第十八條ノ二中「一定ノ金額」ノ下ニ「(保

○議長(秋田清君) 起立少數(拍手)仍テ清

ノノデアリマス(拍手)私ハ此場合ニ政

證金額)ヲ加フ

第二十一條ノ二 組合員ハ代理人ヲ以テ
議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テ

ハ之ヲ出席ト看做ス

前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス

但シ法人タル組合員ハ其ノ業務ヲ執行

スル役員又ヘ登記シタル支配人ヲ代理
人ト爲スコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ

差出スベシ

第二十八條中「又ハ定款ノ變更」ヲ「定款
又ハ組合員ノ事業經營ニ對スル制限ニ關
スル規程ノ變更」ニ改ム

第三十條第一項中「出資一口ノ金額ノ減
少若ハ第十八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員
ノ責任ノ減少」ヲ「出資一口ノ金額若ハ保
證金額ノ減少」ニ、同條第三項中「出資一
口ノ金額ノ減少又ハ第十八條ノ二ノ規定
ニ依ル組合員ノ責任ノ減少」ヲ「出資一
口ノ金額又ハ保證金額ノ減少」ニ改ム

第三十三條中「第三十五條乃至第三十
七條」ヲ「第三十五條、第三十六條」ニ改
ム

第三十五條第十號中「出資一口ノ金額ヲ
減少シ、第十八條ノ二ノ規定ニ依ル組合
員ノ責任ノ減少シ」ヲ「出資一口ノ金額
若ハ保證金額ヲ減少シ」ニ改メ同條第三
號ヲ第四號トシ以下順次續下ゲ同條第二
號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三 本法ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ
又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ
第三十六條ヲ削リ第三十七條ヲ第三十六
條トス

第三十八條中「前三條」ヲ「前二條」ニ改メ
同條ヲ第三十七條トス

第三十八條 第九條ノ規定ニ依ル行政官
廳ノ命令ニ違反シタル者ハ五百圓以下
ノ罰金ニ處ス

輸出ヲ業トスル者ハ其ノ代理人、戸主、
家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ
其ノ營業ニ關シ前項ノ命令ニ違反シタ
ルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ
以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十八條ノ二 前條ノ罰則ハ輸出ヲ業
トスル者ガ法人ナルトキハ理事、取締
役其ノ他の法人ノ業務ヲ執行スル役員
ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ
其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業
ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未
成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以チ之ヲ定ム
第七條ノ二ノ規程ニ基キ定メタル組合又
ハ組合員ノ輸出數量又ハ輸出價格ノ制限ニ
シテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法施行
後遲滯ナク之ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ
前項ノ届出ハ之ヲ第七條ノ三第一項ノ届
出ト看做ス

本法施行前ニ第九條ノ規定ニ依ル行政官
廳ノ命令ニ違反スル行爲アリタルトキハ
本法施行ノ後ト雖モ仍從前ノ第三十六條
及第三十八條ノ規定ヲ適用ス

(拍手)

○國務大臣(松本泰治君) 輸出組合法中改
正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明致シマス、

(鶴澤與四二君登壇)

○議長(秋田清君) 本案ニ對スル質疑ヲ許

(鶴澤與四二君登壇)

○國務大臣(松本泰治君) 輸出組合法中改
正法律案ノ提案ニナフタ輸

我國ノ國民經濟ノ發展ヲ圖ル爲ニハ、輸出

貿易ノ健全ナル發達ニ俟ツ所頗ル多イコト

ハ言フマデモナイ所アリマス、政府ハ曩

ニ大正十四年ニ、輸出組合法ヲ制定實施致

シマシテ、爾後其實績ノ見ルバキモノハ少
遠カラズ政府ガ輸出統制法ヲ御提出ニナル、

クナイノデアリマス、併ナガラ翻ツテ我國
輸出貿易ノ現狀ヲ見マスルニ、輸出業者間
ニ統制ヲ缺クコトノ結果ト致シマシテ、海
外市場ニ於テ我ガ商品ノ廉賣ガ行ハレマシ
テ、爲ニ海外輸入商ヲシテ、我國商品ノ取
扱ニ關シテ危惧ノ念ヲ懷カシマシテ、取

引上不安ヲ生ズル虞ガアルノデアリマス、
加之、動モスレバ關稅引上、輸出制限等ノ
口實ヲ與ヘマシテ、延イテ我國輸出貿易ノ
發達ヲ阻害スルコトガ、少クナイノデアリ
マス、之ニ依フテ見マスルト、輸出貿易ノ
統制ヲ圖リマシテ、海外市场ニ於ケル我が
商品ノ無益ナル競争ト、不必要ナル廉賣ト
ヲ防止スルコトハ、刻下ノ急務ト認ムルノ
デアリマス、然ルニ現行輸出組合法ニ於キ
マシテハ、輸出ノ統制ニ關シマスル規定ハ
尙ホ十分トハ言ヒ難イモノガアルノデアリ
マシテ、隨テ其統制ノ確保ヲ期シ難イ憾ミ
ガアルノデアリマス、仍テ此缺點ヲ整備ス
ル必要ガアルノデアリマシテ、茲ニ其規定
ヲ改正シマシテ、輸出統制ノ強化ニ資スル
ト共ニ、之ニ對スル監督ヲ十分ナラシメ、
更ニ又輸出組合法ノ運用上必要ト認メラレ
マスル二三ノ點ニ付キマシテ、改正ヲ加ヘ
ント欲スルモノニアリマス、何卒十分御審
議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレシコトヲ希マス

申シタイガ、只今商工大臣ノ説明ノ理由ニ、

我國ノ商品ガ世界ノ市場ニ於テ廉賣サレテ
居ルト云フ、實ニ不謹慎ナル放言ヲナサレタ
コトニ對シテ、先以テ私ハ質問セザルヲ得ナ
イノデアリマス(拍手)「シムラ」會議ニ於テモ、
亦現在ノ日英會商ニ於テモ、相手國ノ外交
官ガ我ガ外交官ヲ威嚇シタ言葉ハ何デアル
カ、日本ノ輸出ガ斯ノ如ク勇躍致シテ居ル
唯一ノ原因ハ、日本ガ「ダンピング」政策ヲ
行フタ、日本ガ廉賣ヲ行フテ居ルカラ斯様ナ
コトニナフテ居ルノダト云フコトニ依フテ、

日本外務省ハ萎縮致シタ(拍手)諸君、今日
日本ノ農民諸君ハ、三杯ノ飯モ食ヒ兼ネテ
居ル、商工業者ハ、利益ノアル商工業ニ從
事シテ居ルト云フ人ハ恐ラク天下ニ一人モ
無トイ思フ(ヒヤー) (拍手)三杯ノ飯ヲ二
杯ニ減ラン、利益ナシト雖モ之ヲ以テ我家
ノ業ト爲スト云フ程ニ、國民總動員ヲ致シ
テ居ル、故ニ其三杯ノ飯ガ二杯ニ減シタ、其

資本主義ノ下ニ安逸ヲ貪フテ、搆取主義ニ醉
ウテ居ル際ニ、我國ハ國民全體ガ總動員ヲ
シテ、生死ヲ賭ケテ、商品ノ海外輸出ニ努
メチ居ル時ニ、本案提出ニ當フテ廉賣ト云
フニ至シテハ、實ニ今日ノ國民生活全體ニ
對スル侮辱ナリト思フマデアリマス(拍手)

諸君、今日の情勢ヲ私ハ只今ノ商工大臣ノ御言葉ニ關聯シテ、過去一箇年間ニ於ケル外交ノ國際情勢ヲ檢討致シテ見タイト思フノデアリマス（拍手）

諸君、先以テ私ハ外務大臣ニ御伺ラシテ見タイト思フノハ、果シテ國際聯盟脫退以後ニ於テ現内閣ハ、殊ニ我ガ外務大臣ハ、聯盟脫退前ノ外交ヲ爲ス、テ居ルノデアルカ、脱退以後ノ新タナル國策調ノ上ニ立テ外交ヲ爲シテ居ルノデアルカ、確タル信念ヲ御伺シタインデアリマス（拍手）當議會開會以來私共ハ、外務大臣ノ外交方針及ビ之ニ對スル質疑應答ヲ神妙ニ承テ居タノデアリマス、外務大臣ハ平和工作、外交工作ニ依ッテ、今後ノ外交ヲ處理スルト云フコトヲ、極メテ巧妙ニ御述ベニナリ、而シテ此御答辯ニ依テ上下兩院ハ勿論、實ニ和ヤカナル印象ヲ國民ニ與ヘテ、正ニ世ノ中ハ春ノ半バデアルト云フヤウナ感ジヲ與ヘタノデアルガ、此應答ハ聯盟脫退ト申ス容易ナラザル所ノ外交ヲ斷行シタ以後ニ於キマシテハ、沟ニ肌觸リノ好イ春風デアリマス、併ナガラ此點ニ於テ私ハ、外務大臣果シテ正確ニ、聯盟脫退ヲ決意致シタル所ノ國民ノ總意ニ副ヒ、之ヲ暢ブル所ノ精神ヨリ發露シタ言葉ナリヤ否ヤヲ疑フノデアリマス（拍手）我ガ外交ハ外務大臣ノ述述べル所ニ依レバ、殆ド一年前ニ逆戻リヲシタルガ如キ感想ヲ私共ニ與ヘルノデアリマス、威程外交ハ平和工作デナケレバナラヌノデアリマス、併ナガラ我ガ國民國家ガ團トナフテ「ゼネヴァ」外交ヲ脱退致シテ、聯盟ヲ脱退致シテ、茲ニ新タナル國策ヲ樹立致スト云フ決心ニ至ラテ、而シテ是ガ物ノ美事ニ成功ヲ致シテ、今日ハ我日本ハ、

脱退以後ノ日本デナケレバナラヌノデアリマス、脱退前ノ無意味ナル追隨——肌觸リノ好キ平和思想ニ依シテ、漫然ト外交ヲ行ハルベキモノデハナイノデアリマス、或ハ「ゼネヴァ」ノ脱退ハ——私ハ今日此席上ニ松岡君ナキコトヲ遺憾トスルノデアリマス、此事情ヲ此議會ニ於テ報告致シテ、而シテ自分ニ存ズルノデアリマス（拍手）國際信念ヲ御伺シタインデアリマス（拍手）當議會開會以來私共ハ、外務大臣ノ外交方針及ビ之ニ對スル質疑應答ヲ神妙ニ承テ居タノデアリマス、外務大臣ハ平和工作、外交工作ニ依ッテ、今後ノ外交ヲ處理スルト云フコトヲ、極メテ巧妙ニ御述ベニナリ、而シテ此御答辯ニ依テ上下兩院ハ勿論、實ニ和ヤカナル印象ヲ國民ニ與ヘテ、正ニ世ノ中ハ春ノ半バデアルト云フヤウナ感ジヲ與ヘタノデアルガ、此應答ハ聯盟脫退ト申ス容易ナラザル所ノ外交ヲ断行シタ以後ニ於役人ガ、今日マデ三十年間苦シニモ立タナイ條約ヲ外務省ノ倉庫内ニ貯藏シタ、此過去ノ歴史カラ見ルナラバ、世界列國ト一度手ヲ断ッテ、我國獨自ノ外交ヲ行ハントスルト云フ點ニ於テハ、實ニ從來ノ外交形式ヲ破タル點ニ於テハ、外務省ヨリノ眼鏡カラ見タナラバ、是ハ實ニ失敗其モノデアリマス、今日外務省ニ瀕漫シテ居ル思想ハ、再び之ヲ取還サントシテ居ル、松岡君ハ曰ク、六十年ノ我ガ外交ヲ清算スルト言フテ居ル、此大言ガ我ガ外交ヲ取扱フ所ノ職業外交官ノ心底ヲ衝イテ、今日ハ如何ニカシテ其仇討ヲショウ、而シテドウカシテ、昔ナガラノ平家ノ公達ガ歌合セヲスルヤウナ外交ニ戻サウトスルヤウナ空氣ガアルノデアリマス、松岡君ハ恐ラク今敵討ヲ食フテ居ルノデアル、併ナガラ一タビ吾々ガ國策遂行ノ上カラ之ヲ見ル時、我國ハ今後世界ニ對シテ臨ムベキ國策ヲ遂行スル、外務省ノ事務外交デナクシテ、國策遂行ノ外交

ノ上カラ言フナラバ、國際聯盟脫退ハ實ニ脱退以後ノ日本デナケレバナラヌノデアリマス、脱退前ノ無意味ナル追隨——肌觸リノ好キ平和思想ニ依シテ、漫然ト外交ヲ行ハルベキモノデハナイノデアリマス、或ハ「ゼネヴァ」ノ脱退ハ——私ハ今日此席上ニ松岡君ナキコトヲ遺憾トスルノデアリマス、此事情ヲ此議會ニ於テ報告致シテ、而シテ自分ニ存ズルノデアリマス（拍手）國際信念ヲ御伺シタインデアリマス（拍手）當議會開會以來私共ハ、外務大臣ノ外交方針及ビ之ニ對スル質疑應答ヲ神妙ニ承テ居タノデアリマス、外務大臣ハ平和工作、外交工作ニ依ッテ、今後ノ外交ヲ處理スルト云フコトヲ、極メテ巧妙ニ御述ベニナリ、而シテ此御答辯ニ依テ上下兩院ハ勿論、實ニ和ヤカナル印象ヲ國民ニ與ヘテ、正ニ世ノ中ハ春ノ半バデアルト云フヤウナ感ジヲ與ヘタノデアルガ、此應答ハ聯盟脫退ト申ス容易ナラザル所ノ外交ヲ断行シタ以後ニ於役人ガ、今日マデ三十年間苦シニモ立タナイ條約ヲ外務省ノ倉庫内ニ貯藏シタ、此過去ノ歴史カラ見ルナラバ、世界列國ト一度手ヲ断ッテ、我國獨自ノ外交ヲ行ハントスルト云フ點ニ於テハ、實ニ從來ノ外交形式ヲ破タル點ニ於テハ、外務省ヨリノ眼鏡カラ見タナラバ、是ハ實ニ失敗其モノデアリマス、今日外務省ニ瀕漫シテ居ル思想ハ、再び之ヲ取還サントシテ居ル、松岡君ハ曰ク、六十年ノ我ガ外交ヲ清算スルト言フテ居ル、此大言ガ我ガ外交ヲ取扱フ所ノ職業外交官ノ心底ヲ衝イテ、今日ハ如何ニカシテ其仇討ヲショウ、而シテドウカシテ、昔ナガラノ平家ノ公達ガ歌合セヲスルヤウナ外交ニ戻サウトスルヤウナ空氣ガアルノデアリマス、松岡君ハ恐ラク今敵討ヲ食フテ居ルノデアル、併ナガラ一タビ吾々ガ國策遂行ノ上カラ之ヲ見ル時、我國ハ今後世界ニ對シテ臨ムベキ國策ヲ遂行スル、外務省ノ事務外交デナクシテ、國策遂行ノ外交ノ上カラ言フナラバ、國際聯盟脫退ハ實ニ脱退以後ノ日本デナケレバナラヌノデアリマス、脱退前ノ無意味ナル追隨——肌觸リノ好キ平和思想ニ依シテ、漫然ト外交ヲ行ハルベキモノデハナイノデアリマス、或ハ「ゼネヴァ」ノ脱退ハ——私ハ今日此席上ニ松岡君ナキコトヲ遺憾トスルノデアリマス、此事情ヲ此議會ニ於テ報告致シテ、而シテ自分ニ存ズルノデアリマス（拍手）國際信念ヲ御伺シタインデアリマス（拍手）當議會開會以來私共ハ、外務大臣ノ外交方針及ビ之ニ對スル質疑應答ヲ神妙ニ承テ居タノデアリマス、外務大臣ハ平和工作、外交工作ニ依ッテ、今後ノ外交ヲ處理スルト云フコトヲ、極メテ巧妙ニ御述ベニナリ、而シテ此御答辯ニ依テ上下兩院ハ勿論、實ニ和ヤカナル印象ヲ國民ニ與ヘテ、正ニ世ノ中ハ春ノ半バデアルト云フヤウナ感ジヲ與ヘタノデアルガ、此應答ハ聯盟脫退ト申ス容易ナラザル所ノ外交ヲ断行シタ以後ニ於役人ガ、今日マデ三十年間苦シニモ立タナイ條約ヲ外務省ノ倉庫内ニ貯藏シタ、此過去ノ歴史カラ見ルナラバ、世界列國ト一度手ヲ断ッテ、我國獨自ノ外交ヲ行ハントスルト云フ點ニ於テハ、實ニ從來ノ外交形式ヲ破タル點ニ於テハ、外務省ヨリノ眼鏡カラ見タナラバ、是ハ實ニ失敗其モノデアリマス、今日外務省ニ瀕漫シテ居ル思想ハ、再び之ヲ取還サントシテ居ル、松岡君ハ曰ク、六十年ノ我ガ外交ヲ清算スルト言フテ居ル、此大言ガ我ガ外交ヲ取扱フ所ノ職業外交官ノ心底ヲ衝イテ、今日ハ如何ニカシテ其仇討ヲショウ、而シテドウカシテ、昔ナガラノ平家ノ公達ガ歌合セヲスルヤウナ外交ニ戻サウトスルヤウナ空氣ガアルノデアリマス、松岡君ハ恐ラク今敵討ヲ食フテ居ルノデアル、併ナガラ一タビ吾々ガ國策遂行ノ上カラ之ヲ見ル時、我國ハ今後世界ニ對シテ臨ムベキ國策ヲ遂行スル、外務省ノ事務外交デナクシテ、國策遂行ノ外交

ヲ基調ト致シテ、以テ多年ノ野心ヲ遂行スルノデハナイカト云フ如キ結果ガ現ハルベキ筈アルノニ反シテ、亞米利加カラ第一ニ參フタ提言ハ何デアリマスカ、世界ノ不況ヲ救濟致ス爲ニ、日本ヨリ總理大臣級ノ偉イ方ヲ御派遣相願ヒタイ、以テ此世界的不況ヲ救濟致シタイト云フ、ツイ亞米利加カラ聽イタコトノナシ歎當リノ宜イコトヲ聽イタノデアリマス、若シ實際ノ情勢カラ言フナラバ、亞米利加ハソレ見ヨ日本ガ聯盟ヲ脱退致シテ、世界平和ノ基調ヲ破ラテ、サウンシテ自己ノ野心ヲ遂行スル前提ナリト云フベキ筈アルニ拘ラズ、亞米利加ハ直チニ其態度ヲ變ジテ、日本ニ經濟的救濟ヲ求メテ参フタ、私ハ此點ニ於テ脱退前ノ外交ヲ行フテ居ルノカ、脱退後ノ外交ヲ行フテ居ルカラ問ハントスルノデアリマス、之ニ對シテ我が朝野ハ、我ガ政府ハ、欣然トシテ参加スルト云フコトヲ直チニ決メテ、石井子爵ヲ倫敦會議ニ出席セシメタノデアリマス、本議會開ケテ既ニ其半バヲ過ギテ居ルニ拘ラズ、未ダ會テ倫敦會議ノ原因及ビ結果ニ付テ御報告ナキハ如何デアリマス、全權トハ形容詞デハナイ、全權トハ外ニ對於テ、國內收拾ニ全力ヲ盡サナケレバナラヌ時ニ、何ヲ苦シデカ亞米利加ノ不況、歐羅巴ノ不況ノ救濟ニ出動スル必要ガアルノデアリマスカ、亞米利加ノ提議ニ對シテハ洵ニ御同情ニ堪ヘナイガ、目下國內取込中ニ付キ、出席御断り致スト云フ返答コソ、實ニ國際聯明脱退ニ相應ハシキ對米外交デナクテハナラヌト思フ、其具體案ガ適當ナリヤ否ヤハ別デアリマス、少クトモ左様ナ精神ヲ以テ取扱ニナラズンバ、唯サヘ日本

ハ猜疑ノ中心ニナフテ居ル此際、日本ノ將來ノ外交ヲ遂行致スコトハ出來ヌノデアリマス、然ルニ拘ラズ欣然トシテ参加スル、欣然トハ欣ビ勇ムト云フ言葉デアル、而シテラ聽イタコトノナシ歎當リノ宜イコトヲ聽イタノデアリマス、若シ實際ノ情勢カラ言フナラバ、亞米利加ハソレ見ヨ日本ガ聯盟ヲ脱退致シテ、世界平和ノ基調ヲ破ラテ、サウンシテ自己ノ野心ヲ遂行スル前提ナリト云フベキ筈アルニ拘ラズ、亞米利加ハ直チニ其態度ヲ變ジテ、日本ニ經濟的救濟ヲ求メテ参フタ、私ハ此點ニ於テ脱退前ノ外交ヲ行フテ居ルノカ、脱退後ノ外交ヲ行フテ居ルカラコトドク彈カレタ、今將ニ喧嘩ニナルコロデハナイ、條約本體、日印互惠條約其モノサヘ無通告ニ依フテ破棄サレルト云フ時ニ、倫敦ノ會議ニ於テ最惠國條款ヲ唱ヘルナント云フコトハ——ソレモ宜シ、然ラバ其結果如何、倫敦會議ガ亞米利加ノ提議ニ依フテ、成立致シ、亞米利加ノ横車ニ依フテ煙ノ如ク消エテ、我ガ全權ハ何處ヲドウ廻フテ歸ラカ、出ル時ハ全權、世界ノ不況ヲ救濟スルガ如キ使命ヲ帶ビテ出デナガラ、歸ル時ハ煙ノ消エタ如ク、何レニ行フタカ分ラヌコトニナフテシマッタ

諸君、脱退後ニ於ケル外交ハ、斯ノ如キ遊戲外交ヲ致シテ相濟ムベキモノナリヤ否ヤ、當時私ハ「ゼネヴァ」カラ歸フテ參フテ、石井全權ハ欣然トシテ歐羅巴ニ參フタノデアル、此點ニ關シテノ詳細ナル御報告ハ「ゼネヴァ」外交、脱退外交以後ニ於ケル我ガ國際外交ノ最終ノ現ハレデアラザルニ先フテ、石井全權ハ欣然トシテ歐羅巴ニ依フテ明デアル、併ナガラ「シムラ」會議ハマダシマッテハ居ナイ、「シムラ」會議ハ是カラ始マルノデアル、結末ハ是カラ始自白ニ依フテ明デアル、併ナガラ「シムラ」會議ハマダシマッテハ居ナイ、「シムラ」會議ハマルノデアル、重大性ハ今日以後ニアルノデアル、此「シムラ」會議ハ御承知ノ如ク明治三十七年日露戰爭直後ニ於テ、印度ヨリ去大正十四年ニ出來タモノデアリマセウ我國ニ輸入シテ居ル輸入額ガ九千五百万圓、我國ヨリ印度ニ輸出シテ居ルノガタ六百万圓カ七百万圓ニ足ラヌ位デアル、當時ノ日英國交ニ鑑ミテ、ドウカ印度輸入品ニ對シテハ無税乃至低關稅ヲ以テ我ガ印度輸出品ヲ優遇サレタイト云フ懇望ニ依フタノデアル、當時ノ我ガ日本ノ豫算カラ見ルナラバ、九千万圓ニ上ル所ノ印度輸入品ニ

ニ非ズンバ、明日ノ日本ハ何處へ行クカ分ラスト云フ時デアル、果シテ然ラバ此法案ヲ運用スル所ニ重大ナ意義ガアル、法案其モノハ小問題デアラウガ、此運用ニ依テ日本ノ經濟外交ヲ支配スル上ニ於テ重大ナル影響ガアル、故ニ其根柢ニ横ハル所ニヤフテ、倫敦ニ渡フテ最惠國條款ヲ、蚊ノ鳴クヤウナ聲デ訴ヘタ、最惠國條款ハ、如何ニ承ハルコトヲ、實ニ今日ニ於テ最モカラコトビドク彈カレタ、今將ニ喧嘩ニナルテ、列國ノ御機嫌ヲ伺フガドウダト云フ問合セ電報ガ參フタ、是ハ「ゼネヴァ」全權團ヲ申込ムガ如キハ、國家外交ノ上ニ於テ爲カ和睦ヲスルカ、振上ゲタ拳固ガ未ダ其至ル所ヲ決シナイ間際ニ於テ、仲裁の妥協ヲ求メテ破棄サレルト云フ時ニ、倫敦ノ會議ニ於テ最惠國條款ヲ唱ヘルナント云フコトハ——ソレモ宜シ、然ラバ其結果如何、倫敦會議ガ亞米利加ノ提議ニ依フテ、成立致シ、亞米利加ノ横車ニ依フテ煙ノ如ク消エテ、我ガ全權ハ何處ヲドウ廻フテ歸ラカ、出ル時ハ全權、世界ノ不況ヲ救濟スルガ如キ使命ヲ帶ビテ出デナガラ、歸ル時ハ煙ノ消エタ如ク、何レニ行フタカ分ラヌコトニナフテシマッタ

諸君、脱退後ニ於ケル外交ハ、斯ノ如キ遊戲外交ヲ致シテ相濟ムベキモノナリヤ否ヤ、當時私ハ「ゼネヴァ」カラ歸フテ參フテ、石井全權ハ欣然トシテ歐羅巴ニ參フタノデアル、此點ニ關シテノ詳細ナル御報告ハ「ゼネヴァ」外交、脱退外交以後ニ於ケル我ガ國際外交ノ最終ノ現ハレデアラザルニ先フテ、石井全權ハ欣然トシテ歐羅巴ニ依フテ明デアル、併ナガラ「シムラ」會議ハマダシマッテハ居ナイ、「シムラ」會議ハ是カラ始マルノデアル、結末ハ是カラ始自白ニ依フテ明デアル、併ナガラ「シムラ」會議ハマダシマッテハ居ナイ、「シムラ」會議ハマルノデアル、重大性ハ今日以後ニアルノデアル、此「シムラ」會議ハ御承知ノ如ク明治三十七年日露戰爭直後ニ於テ、印度ヨリ去大正十四年ニ出來タモノデアリマセウ我國ニ輸入シテ居ル輸入額ガ九千五百万圓、我國ヨリ印度ニ輸出シテ居ルノガタ六百万圓カ七百万圓ニ足ラヌ位デアル、當時ノ日英國交ニ鑑ミテ、ドウカ印度輸入品ニ對シテハ無税乃至低關稅ヲ以テ我ガ印度輸出品ヲ優遇サレタイト云フ懇望ニ依フタノデアル、當時ノ我ガ日本ノ豫算カラ見ルナラバ、九千万圓ニ上ル所ノ印度輸入品ニ

對シテ、低關稅乃至無稅ノ恩惠ヲ垂レルト云フコトハ、我ガ財政上ニ於テ容易ナラザル問題デアルニ拘ラズ、日英國交ニ鑑ミテ之ヲ許シタ、爾來此日印互惠條約ハ、二十七年ノ間ニ於テ其結果スル所、印度ガ日本ニ賣越シタル額ハ三十三億四千万圓ノ多額ニ上ツテ居ル、此三十三億四千万圓ノ日本ノ現金、此現金ハ爾來二十七年間印度三億ノ民衆ヲ養テ居ラタ、然ルニ拘ラズ七年度ニ至テ、偶日本商工民諸君及ビ農民ノ奮起ニ依フテ、我國ノ印度輸出額ガ僅ニ七千万圓ノ増額ヲシタ、受取勘定ニナル、綿絲布ノ如キハ僅ニ三百二三十萬圓ノ賣還ニナッタケデアル、此時ニ於テ七重ノ膝ヲ八重ニ折ルガ如クシテ、二十七年前ニ日本ニ哀願ヲシテ、サウシテ締結致シタル互惠條約、日本ニ依フテ享ケタル利益ハ現實ニ三十三億四千万圓デアタ、然ルニモ拘ラズ、此賣越勘定ヲ見ルヤ否ヤ、四月ニ至テ五割ノ稅金ヲ課シ、而シテ條約ノ期限ニ達スルヤ、四月十日ニ於テ直チニ此破棄ヲ行ヒ、而シテ六月ニ至テハ突如トシテ七割五分ノ關稅ヲ以テ日本品ノ阻止ヲ企テ、此點ニ對不本意デアル、併ナガラ日英國交ニ鑑ミテ此日印ノ會商ヲ結シダノダト御答ニナッテ居ルノデアリマス

諸君、脫退前ナラ卒ザ知ラズ、脫退以後ニ於テハ、意ニ満タザルト云フコトハ、外務大臣一個ノ意デハナイ、意ニ満タザルト云フコトハ國民全體ノ利益ニ關スルコトデアルノデアリマス(拍手)故ニ外務大臣ガ認メテ以テ意ニ満タザルト云フ時ニ、之ヲ締結致ス必要ハ何處ニアリヤ、國民國家ノ利益ニ關スルガ故ニ、進ンデ國權ヲ象徴シ、

國利ヲ象徴スル處ニ、國際間ノ條約ノ存立ノ意義ガアルト私ハ考ヘル(拍手)然ルニ拘ラズ不本意デアタガト言フ、全然國民ノ利益ヲ認メザルコトヲ自白シテ置キナガラ、交ニ鑑ミテ言フガ、日英ノ國交ヲ鑑ミルナラバ、日露戰爭マデハ同盟國デアタ英國ガ、微々タル日本ニ遙ニ手ヲ差伸ベテ、自己ノ傳統ヲ破フテ、サウシテ日英同盟ヲ對等ノ資格ニ於テ締結致シタト云フ點ニ於テハ、私ハ英國政治家ノ賢明ヲ想ヒ、當時ノ我ガ日本外交政治家ノ賢明ナルヲ憚ブノデアリマス、併ナガラ一度其任務ヲ終ルヤ、過去十年間ノ英國ノ態度ハドウデアリマス、當時ノ外務大臣「マクドナルド」ハ、若シカ、直チニ新嘉坡ニ砲臺ヲ築イテ、サウシテ日本ニ對スル警戒網ヲ張タノデアリマス、當時ノ外務大臣ノ御答ハ、内容ニ付テハ洵ニ感情ヲ刺戟スルヤウナ、國交上容易ナラザル害ヲ爲ス此砲臺ヲ、禁止シテ見セルト言、テ居ラタ、然ルニモ拘ラズ、此友邦ニ對スル英國ガ、我ガ日本ニ對スル態度ハ如何デアリマスカ、我國ハ宜シク平和外交策ナルベシ、併ナガラ最近ニ於ケル英帝國ガ日本ニ不本意デアル、併ナガラ日英國交ニ鑑ミテ居ルノデアリマス

對スル所ノ態度ハ、悉ク鬭争外交デアリマス、然ラザレバ壓迫外交デアリマス、而モ尙ホ外務大臣ガ和平工作ヲ說カレタ其當時ハ、ドウデアタカト云ヘバ、即チ「シムラ」外交ヲ讓タ時デアル、其讓タト云フノハ、國民ノ總意ヲ減シテ讓タ居ルノデハアリマセヌカ、而モ日英國交ニ鑑ミ、又事情已ムヲ得ナイ、不滿足ナガニ雜貨ニ對シテ殆ド輸入禁止ノ如キ課稅ヲシテ居ルデハアリマセヌカ、而モ日英國交ニ鑑ミ、又事情已ムヲ得ナイ、不滿足ナガラト言シテ、之ヲ糊塗スルト云フコトハ、和平工作ノ表看板ハ洵ニ立派デアルガ、斯様ナ政策ヲ今後ニ於テ行タナラバ、如何ニ我國ノ經濟統制ヲ圖リ、而シテ貿易ノ躍進ヲ圖ルト云フコトニ熱心デアラウトモ、其結果ヲ求ムルコトハ絶対ニ不可能ナリト、私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)而モ今日ノ外務省ノ聲明ハ如何デアリマスカ、日露漁業問題ハドウデアリマスカ、今日ノ漁區ヲ規定致シテ居ル條約、即チ幣原外相時代ニ於テ「トロヤソフスキイ」トノ間に行ハレタ協約ハ、聲明書ガ言テ居ル如ク、暫定的デア

トルコトヲ、チヤント其條約締結ノ當初ニ於テ規定シ、謳フテ居ル、然ラバ其締結以後ニ於テ我國ノ執ルベキ行動ハ、如何ニシテ之ヲ永久的ノモノニスルカ、及ビ此換算率ヲ如何ニ定ムベキカト云フコトニ、我ガ外務當局ハ非常ナ努力ヲ拂ハナケレバナラナカタ、然ルニモ拘ラズ、少シモ其平和工作ナルモノハ執ラレズニ、僅ニ先月ノ九日ニ至テ初メテ左様ナ談判ガ、向フカラ申出サルコトニ依リ開カレルト云フコトハ、何事デアリマスカ、而モ留貨幣ハ今日ノ聲明書ガ自白シテ居ルガ如ク、十分ノニ下落シテ居ルノデアリマス、若シ三十二錢五厘ヲ訂正致スト云フノデアルナラバ、是ハ寧ロ二十錢或ハ十五錢ニ低下スペキガ常道デアルト思フノデアリマス、然ルニモ拘ラズ平然トシテ七十五錢ヲ強要サレテ、サウシテ茲ニ今日ノ如キ聲明ヲ發セザルヲ得ズ、和平工作ハ殆ド其效力ヲ失シテ、今後日露ノ間ニ容易ナラザル所ノ國際談判ヲ開カナマス(拍手)而モは先頃我同僚岸君カラ指摘サレタノデアリマスルガ、外交ノ人事ニ看板中味ナシト言ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)而モは先頃我同僚岸君カラ指ケレバナラヌト云フニ至テハ、和平工作ノ看板中味ナシト言ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)而モは先頃我同僚岸君カラ指ケレバナラヌト云フニ至テハ、和平工作ノ付テモ、今日ノ聲明書ハ何ヲ言シテ居リマスカ、何シロ期日ハ二十日デアルノニ、我國ノ大使デアル太田大使ガ露都ニ行ハテ「リトヴィノフ」外務大臣ニ面會ヲ求メタノガ、十八日及ビ十九日、明日ハ浦鹽ニ於テ入札ガ現實ニ行ハレルト云フ時ニ、十八日、十九日ニ外務大臣ヲ訪問シテ——恐ラク國際條約デアルカラ、國際當事者ノ話デナケレバイケナイ、出先官憲ノ話ニ於テハ決定致サレナイカラ、是ハ少クトモ昨年十二月二十九日以前ニ於テ、露都ニ於テ兩國ノ折

タル法案ノ改正案トハ雖モ、是ハ只今私ガ申述ヘタルガ如ク、世界情勢ニ關係ヲ致シ、而シテ我國ノ國民生活ノ安定ニ關係スル重大ナ案件デアリマスルカラ、此機會ニ於テ私ノ申述ヘタル諸點ニ關シテ、明快ナル御答アランコトヲ、私ハ同大臣ニ望ム次第デアリマス(拍手)

(國務大臣松本烝治君登壇)

○國務大臣(松本烝治君) 只今ノ驚澤君ノ御演説ハ、主トシテ外交ニ關スル御話デア、タヤウニ伺ヒマス、此點ニ付キマシテハ、或ハ外交當局カラ御答ラスベキ點ガナカッタヤウニ考

思ヒマス、私トシテハ只今ノ御發言ニ對シテ、別ニ御答ラスベキ點ガナカッタヤウニ考ヘルノデアリマスルガ

(「廉賣トハ何ダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 静肅ニ
シマスカラ能ク御聽キヲ願ヒマス、只今ノ御發言中、私ハ……

(發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ
○國務大臣(松本烝治君)(續) 誤解ヲ避ケ

トガアルノデアリマス、其第一點ハ、斯ウ云フコトデアリマス、只今ノ御發言ニ依ルト、私ハ我國ノ輸出業者ハ何カ不當廉賣デモシタト云フカノ如キコトヲ、申上ゲタヤウナ誤解ガアツタヤウニ見エマス、左様ナコトハ一言モ申シテ居リマセヌカラ、能ク速記錄ヲ御覽頤ヒタイ、私ノ申シタコトハ斯ウ云フコトデアリマス

(發言スル者多シ)
○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○國務大臣(松本烝治君)(續) 能ク御聽キ

下サイ、私ノ申シタコトハ斯ウ云フコトデアリマス、即チ我國ノ輸出業者ハ、勤モスレバ無統制ナル競争ヲ致シマシタ結果トシテ、不必要ニ安價ニ輸出ラシタ、詰リ外國ノ需要狀態カラ見マスレバ、サウ安ク賣ル必要ハナイノダ、然ルニ此無用ナル、無統制ナル競争ヲシタ結果トシテ、實際ニ不必要ニ安ク賣タトシタノデアリマス、是ハ事實デアリマス、不當廉賣ト云フコトハ勿論御承知デアリマセウ

(「質問ヲ誤解シテルゾ」「不必要ナル廉賣トハ何ダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ
○國務大臣(松本烝治君)(續) 不當廉賣ト云フコトハ勿論御承知デアリマセウガ、不當廉賣即チ「ダンピング」ト云フコトハ、生産費ヲ割アテ廉賣ヲスルコトヲ謂フノデアリマス、其不當廉賣ヲ我國デヤフタト云フコトハ、私ハ毫モ申シテ居リマセヌ、又左様ナ事實ガアルト信ジテ居リマセヌ、若シ私方サウ云フコトヲ言フタト云フヤウニ誤解サレルナラバ、其點ハ間違テ居リマスカラ能ク……(取消セ)ト呼ヒ其他發言スル者多シ)取消シマセヌ、私ハ不當廉賣ナド、云フ語ハ一語モ使フテ居リマセヌ

(「不必要ナル廉賣トハ何ダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ
○國務大臣(松本烝治君)(續) 能ク速記錄ヲ見テ……

○議長(秋田清君) 靜肅ニ
○國務大臣(松本烝治君) 国務大臣御發言中デアラナイヤウニ、議場ニ向テ眞直グニ御答辯ヲ願ヒタイ

○國務大臣(松本烝治君)(續) 御注意ヲ承

リマシテ私語ハ致シマセヌ、其點ガ一つデアリマス、モウ一つ念ノ爲ニ申上ゲテ置キタ

イコトハ、只今ノ驚澤君ノ御發言中ニ、此輸出組合法ナルモノハ、從來輸出業者ヲ泣カセタ立法デアルト云フ御發言ガアリマシタガ、輸出業者中他人ノ迷惑ハドウデモ宜シイ、自分ダケノ利益ガアレバ宜シトイタカモ

(發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ
○國務大臣(松本烝治君)(續) 併ナガラ多數ノ、最モ善良ナル輸出業者ハ、此法律ニ對シテハ隨喜ノ涙ハ流シマシタガ、泣イタコトハアリマセヌ、其事ダケヲ申上ゲテ置キマス(拍手)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ
○國務大臣(松本烝治君)(續) 併ナガラ多數ノ、最モ善良ナル輸出業者ハ、此法律ニ

最近ニ出立テノ松本氏デアリマスカラ、要點ヲ捉ヘ得ナカッタカト思フノデアリマス、唯前提ニ不當廉賣ヲ取締ルト云フ、廉賣ト點ヲ捉ヘ得ナカッタカト思フノデアリマス、最近ニ出立テノ松本氏デアリマスカラ、要點ヲ捉ヘ得ナカッタカト思フノデアリマス、

知レマセヌ

○驚澤與四二君登壇

○驚澤與四二君登壇

ハ、私ノ質問モ廣汎ニ涉テ居タカラ、或ハタガ、輸出業者中他人ノ迷惑ハドウデモ宜シイコトハ、只今ノ驚澤君ノ御發言中ニ、此

○驚澤與四二君登壇

○國務大臣(松本烝治君)(續) 御注意ヲ承

リマシテ私語ハ致シマセヌ、其點ガ一つデアリマス、モウ一つ念ノ爲ニ申上ゲテ置キタ

イコトハ、只今ノ驚澤君ノ御發言中ニ、此

問ハ是ア止メタイト思フ

次ニ外務政務次官ノ御答ガアリマシタ、

是へ大臣タラザル政務官ノ御答デハ、撫御

苦シカラウト思フ、併ナガラ平和外交ノ看

板ヲ掲ゲテ軟弱ノ如キ、鷺澤君ノ御推量ガ

アタト云フヤウナ一言、私ノ推量デハナ

イ「シムラ」會議ガ證明シテ居リ、今日ノ新

聞デハ日露漁業問題ガ證明シテ居ル、必ズ

近キ將來ニ於テ此平和看板ヲ塗潰シテ、サ

ウシテ軟弱外交ノ澎湃タル國民諸君ノ聲

ニ葬ラレルノヂヤナイカト云フ點ニ、

吾々ハ大臣ニ同情ヲ表シタイ、故ニ能ク速

記録ヲ御讀ミニナッテ、將來ノ國家外交遂行ノ

上ニ参考ト相成ラバ——私ハ必シモ人身

攻撃ヲヤルノデモナケレバ、或ハ徒ニ軟弱

ノ形容詞ニ依テ、外務省ヲ一言ノ下ニ棄テ

タ譯デハナイ、宜シク國家國民ト共ニ此

統制案ヲ出スト同様ノ心持ヲ以テ、サウシ

テ此躍進セル日本ノ貿易ヲ將來ニ於テ發展

致スヤウニ、商工大臣ト云ハズ、外務大臣

ト云ハズ、全閣僚一致シテ、以テ國民ノ此

數年來ノ困苦缺乏ニ堪ヘタル國家的功勞ニ

酬イルノ大決心ヲ持タレンコトヲ私ハ望ン

デ、質問ヲ終ラントスルノデアリマス（拍

手）

○議長（秋田清君） 本案ノ審査ヲ付託スベ

キ特別委員ノ選舉ニ付テ御詔リ致シマス

○青木雷三郎君 本案ハ政府提出、變更所
特別會計法廢止法律案委員ニ併セ付託セラ
レンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君） 青木君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

ノ地方裁判所ノ豫審判事ニ其ノ代理ヲ

命スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣小山松吉君登壇〕

只今議題ト相成

○國務大臣（小山松吉君）

仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第二及

第三ハ、便宜上一括議題ト爲スニ御異議ア

リマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、

仍テ日程第一、政府提出貴族院送付、非訟

事件手續法中改正法律案ニ付

提出貴族院送付、裁判所構成法中改正法律

案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス

——司法大臣小山松吉君

第二 非訟事件手續法中改正法律案

〔政府提出、貴族院送付〕 第一讀會

第三 裁判所構成法中改正法律案（政

府提出、貴族院送付） 第一讀會

非訟事件手續法中改正法律案

〔政府提出、貴族院送付〕 第一讀會

十一條ヲ加フ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二百六條中「第五百三十六條」ヲ削リ

「第八十七條」ノ下ニ「及ヒ小切手法第七

條ニ規定シテ居リマス、小切手ノ振出人

ニ對スル科料ノ制裁ニ付キマシテ、其裁判

手續ヲ規定スル必要ガアリマスノデ、茲ニ

本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、詳細ハ

何レ特別委員會ニ於テ御說明申上ゲル機會

ガアルト存ジマス、何卒慎重御審議ノ上、

御協賛アランコトヲ希望致シマス

次ニ日程第三デアリマス、只今上程ニ相

成リマシタ裁判所構成法中改正法律案ニ付

キマシテ、提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、

判事ノ裁判所ニ於ケル事務ノ分配ハ、裁判

所構成法ノ規定ニ依リマシテ、前年度ニ於

テ其裁判所内ニ於ケル判事ノ會議ニ依リ之

ヲ定メマシテ、其司法年度中ハ之ヲ變更セ

ギルヲ原則ト致シテ居リマス、是ハ御承知

ノ通り裁判權ノ獨立ヲ保持スル爲ニ必要ナ

ルコトデアリマス、然ルニ一旦事務ノ分配

ヲ定メマシテモ、判事差支ノ爲メ事件ヲ取扱

フコトガ出來ナイ場合ガ生ジマス、現行ノ

裁判所構成法第二十五條ニハ「地方裁判所

ノ判事差支ノ爲オル事件ヲ取扱フコトヲ得

ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナ

リト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ルノ

御參考マデニ附加シテ申上ゲテ置キマス

ガ、從來ハ豫審判事ヲシテ他ノ裁判所ノ豫審

事務ヲ補助セシムル必要ノアリマスル時

ハ、已ムコトヲ得ズ、オル裁判所ノ豫審判

認ムルトキハ裁判所長ハ其ノ管轄區
域内ノ區裁判所判事又ハ豫審判事ニ
其ノ代理ヲ命スルコトヲ得」ト云フ旨ノ規
定ガ設ケラレテ居リマス、然ルニ近年豫審
ヲ要スル刑事案件ガ著シク增加致シタルノ
ミナラズ、現行ノ治安維持法違反事件ニ於
テ、近頃檢舉セラレマシテ豫審ニ付シマシ
テ御説明申上ゲマス、曩ニ第六十四回帝國
議會ノ協賛ヲ經テ公布セラレマシタ小切手
法ガ、本年一月一日ヨリ施行ノ運ビト相成
法ガ、本年一月一日ヨリ施行ノ運ビト相成
可能デアリマス、而シテ治安維持法違反事
件ノ如キモノハ、現今ニ於キマシテハ各地
ニ悉ク發生致ス状況デアリマスルカラ、右規
定即チ二十五條ノ規定ノミヲ以テ致シマシ
テハ、現下ノ實際ハ事務ノ處理上差支ヲ生
ズルノデアリマス、仍テ判事ノ代理ニ關ス
ル他ノ規定ヲモ參酌致シマシテ、茲ニ本案
ヲ以テ裁判所構成法中ニ改正ヲ加ヘマシ
テ、地方裁判所ノ豫審判事差支ノ爲メ、或
ル事件ヲ取扱フコトヲ得ズ、且ツ同裁判所
ノ判事事務ヲ豫備判事ニ、其代理ヲ命ズルコ
トヲ得ルノ外ニ、更ニ控訴院長ニ於テモ其
管轄區域内ニ限リ、他ノ地方裁判所ノ豫審
判事ニ其代理ヲ命ズルコトヲ得ル旨ノ規定
ヲ設ケマシテ、以テ事務ノ補助ヲ爲サシメ
シコトヲ期スルノデアリマス

事ヲ本人ノ承諾ヲ求メマシテ、一時其必要アル裁判所ノ豫審判事ニ轉補セシムル方法ヲ取フテ居ツタノデアリマス、併シ是へ容易ニ行ハレ難キ事情ガアルノデアリマス、是ガ本案ノ如キ改正ヲ必要トスル理由デアリマス、詳細ハ特別委員會ニ於テ御説明申上ゲマス、何卒慎重御審議ノ上、御協賛アラシコトヲ希望致シマス(拍手)○議長(秋田清君)此場合質疑ヲ許シマス——清瀬一郎君(清瀬一郎君登壇)

○清瀬一郎君 簡單ニ御尋致シマス、司法ノコト、別ケテモ裁判所構成ノコトハ、極メテ重要ナルコトデアリマスルカラ、冷靜ニ、慎重ニ議セナケレバナリマセヌガ、構成法十二條ニヘ、御承知ノ通り毎年判事ノ事務分配ヲ定メル、一旦司法年度ノ初メニ定タ事務ガアリマスルト、事件ガ起テカラ濫リニ判事ヲ取更ヘナイ、又代理順序ト云フノガアル、一定ノ代理順序ヲ決メテ置キマスルト、自ラ事件ガソコへ入ルト云フコトガ、矢張私ハ人權擔保トスウ云フコトニナラウト思フ、事件ガ起テカラ、此事件ハ誰ニ裁判サソウデハ、ソコニ自ラ不公平モ訴ヘラレル餘地ガアリマスルカラ、初メカラ決フテ居ル所ノ事務分配ニ自ラ嵌テ來ル、此組織ガ、陪審制度ガ、明治二十三年布カレザル我國ノ裁判ノ構成法トシテハ、大變ナ人權擔保ノ一ツデアッタノデアリマスルガ、本案ノ如クニ事件ガ起テカラ控訴院長ガ勝手ニ豫審判事ヲ持テ行ケルデハ、ソコニ司法部ガ政治的ノ酌量ヲスル餘地ガ入リヤセヌカ、之ヲ私ハ憂ヘルノデアリマス、今マデモ少シク重大ナ事件デアリマスルト云フト、或ハ檢舉ノ打切トカ、

色々ノコトガ噂サレテ居リマスルガ、私共司法部ニ幾ラカ關係シテ居ル者ハ、實ハ信ジナカッタ、偶過日議員一人ニ對スル調査委員會ニ於テ、當時アノ事件ヲ何故御検舉ニナラナカッタカト云フコトヲ質問シタ際ニ、司法大臣ハ、書類ガ來テカラ説明スルケレドモ、アノ事件ハ——ト云フノハ岡本一巳君ノ身代リトナラウトシタ事件デアリマス、アノ事件ハ今カラ考ヘタラ矢張り検舉シナカッタ方ガ宜カッタト思フ、アナタハ仰シヤフテ居ル、其時ハ、私記錄ヲ拜見致シマセヌカラ、思慮周密ナル小山君ガ總長デアラタ時代ノコトデアルカラ、定メシ起訴シナカッタ方ガ宜カッタ事件デアラウト思ウテ、私ハ黙フテ居ツタノデス、然ルニ昨日書類ヲ拜見致シマスルト(問題外ダ)「問題外デヤナイ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ終ヒマデ御聽キ下サイ——拜見シマスルト、問題ノ人ニ與ヘタ五万圓ノ外ニ、尙ホ二口ノ金錢ノ授受ガアル、之ヲ何故當時横領乃至瀆職ノ起訴ガナカッタカ、書類ヲ一見シテモ實ニ不思議ナノデアリマス、何トモ了解ガ出來ナイ、私ハ簡單デアリマスルカラ、其一節ダケヲ讀ミマスルガ、第七問デス、是ハ藤田好三郎ニ對シ、枇杷田檢事ガ昭和四年十一月七日ニ調ベタ一節デアリマス

○議長(秋田清君) 静肅ニ
○清瀬一郎君(續) 斯ノ如クニ豫審判事ヲ、事件々々ニ依テ取更ヘルト云フコトニナリマスルト、尙ホ其疑が濃厚ニナリハセヌカ、平生ノ時デモ餘程考フベキコトデア、裁判所構成法ハ國家ノ重要ナル法律デナリマスルガ、一言御注意ヲ申上ゲマス、只今アナタノ御發言ハ、此裁判所構成法中改正法律案ニ對スル質疑トシテ許可シタノデアリマス、司法事件ニ關スル檢察事務ノ範圍ニ立入テ、御質疑ニ相成ルト云フコトハ、ドモ不適當ナルカノヤウニ議長ハ考ヘル(拍手)

ノデアリマス、ドウカ其點ニ鑑ミラレテ御質疑アラレンコトヲ希望致シマス

○清瀬一郎君(續) 此控訴院長ノ自由ニ豫

司法部ニ幾ラカ關係シテ居ル者ハ、實ハ信ジナカッタ、偶過日議員一人ニ對スル調

査委員會ニ於テ、當時アノ事件ヲ何故御検舉ニナラナカッタカト云フコトヲ質問シタ際ニ、司法大臣ハ、書類ガ來テカラ説明ス

ルケレドモ、アノ事件ハ——ト云フノハ岡本一巳君ノ身代リトナラウトシタ事件デアリマス、アノ事件ハ今カラ考ヘタラ矢張り検舉シナカッタ方ガ宜カッタト思フ、アナタハ仰シヤフテ居ル、其時ハ、私記錄ヲ拜見致シマセヌカラ、思慮周密ナル小山君ガ總長デアラタ時代ノコトデアルカラ、定メシ起訴シナカッタ方ガ宜カッタ事件デアラウト思ウテ、私ハ黙フテ居ツタノデス、然ルニ昨日書類ヲ拜見致シマスルト(問題外ダ)「問題外デヤナイ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ終ヒマデ御聽キ下サイ——拜見シマスルト、問題ノ人ニ與ヘタ五万圓ノ外ニ、尙ホ二口ノ金錢ノ授受ガアル、之ヲ何故當時横領乃至瀆職ノ起訴ガナカッタカ、書類ヲ一見シテモ實ニ不思議ナノデアリマス、何トモ了解ガ出來ナイ、私ハ簡單デアリマスルカラ、其一節ダケヲ讀ミマスルガ、第七問デス、是ハ藤田好三郎ニ對シ、枇杷田檢事ガ昭和四年十一月七日ニ調ベタ一節デアリマス

○議長(秋田清君) 静肅ニ
○清瀬一郎君(續) 斯ノ如クニ豫審判事ヲ、事件々々ニ依テ取更ヘルト云フコトニナリマスルト、尙ホ其疑が濃厚ニナリハセヌカ、平生ノ時デモ餘程考フベキコトデア、裁判所構成法ハ國家ノ重要ナル法律デナリマスルガ、一言御注意ヲ申上ゲマス、只今アナタノ御發言ハ、此裁判所構成法中改正法律案ニ對スル質疑トシテ許可シタノデアリマス、司法事件ニ關スル檢察事務ノ範圍ニ立入テ、御質疑ニ相成ルト云フコトハ、ドモ不適當ナルカノヤウニ議長ハ考ヘル(拍手)

〔清瀬一郎君「議長」ト呼フ〕

○議長（秋田清君） 清瀬君ノ發言ニ對シテ、議長ハ中止ヲ命ジテ居ルノデアリマス、重ネテ清瀬君ヨリ發言御要求デアリマスルガ、議長ハ此場合發言ヲ許サマルコトガ、

先例上相當ナリト考ヘマス（拍手）故ニ之ヲ許シマセヌ、繼續致シテ居ル所ノ質疑デアリマスカラ、條理ノ上ニ於テモ發言ヲ許サマルコトガ、議長ハ相當ナリト考ヘルノデアリマス（清瀬一郎君「ソンナ先例ガ何處ニアリマスカ」ト呼フ）此條理ニ基ク先例ハ幾多アリマス、先例彙纂ノ中ニナクテモ、私ガ二十幾年間ノ議員生活ニ於テ、屢々斯様ナ先例ハ之ヲ見タノデアリマス——兩案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

第四 营業収益稅法中改正法律案（小林鈴君外二名提出） 第五 司法保護法案（小林鈴君外六名提出） 第一讀會

營業収益稅法中改正法律案
營業収益稅法中左ノ通改正ス

第七條第六號中「又ハ演劇興業」ヲ削ル

附則

本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

司法保護法案
司法保護法

第一條 左ニ掲クル者ニシテ其ノ必要アリト認ムルトキハ本法ニ依リ之ヲ保護ス

ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

一 刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者

二 假釋放ヲ許サレタル者

三 刑ノ執行ヲ停止セラレタル者

四 列ノ執行ヲ猶豫セラレタル者

五 起訴猶豫又ハ微罪釋放ノ處分ヲ受ケタル者

六 其ノ他ノ刑事處分ヲ受ケタル者

前項各號ニ該當スル者ノ家族ニシテ保護ノ必要アリト認ムルトキハ本法ヲ準用ス

ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第

四及ビ第五ハ、便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第四、小林鈴君外二名提出、

營業収益稅法中改正法律案 日程第五、小林鈴君外六名提出、司法保護法案、此兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——日程第

四、第五提出者小林鈴君

トヲ得

第五條 地方保護局ノ設置、廢止及管轄ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 地方保護局ニ局長、保護司及書記ヲ置ク

第七條 地方保護局内ニ保護事務ニ關スル諸問機關ノ組織並職務ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 地方保護局長ハ保護事務ノ援助ヲ爲サンムル爲適當ト認ムル者ニ保護委員ヲ嘱託スルコトヲ得

第九條 地方保護局長ハ保護ノ認定ヲ爲スニ當リ保護ヲ受クル者ノ父兄親族其ノ他保護ヲ委託スルニ適當ト認ムル者ニ出頭ヲ求メ保護ヲ勸說シ又ハ保護ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

第十條 保護司ハ保護ヲ受クル者又ハ保護ヲ受ケムトスル者ニ對シ召喚同行其ノ他保護ニ必要ナル事項ノ遵守ヲ命令スルコトヲ得

第十一條 地方保護局長及保護司ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ公務所又ハ公務員ニ對シ必要ナル共助ヲ求ムルコトヲ得

第十二條 保護ノ種類左ノ如シ

一 生業助成

二 融和調停

三 輔導援護

四 第二條 他ノ法令ニ依リ保護處分ニ付セラレタル以外ノ者ニ對シテハ其ノ意ニ反シ保護ヲ行ハス

第三條 保護事務ハ司法大臣ノ管理ニ屬ス

第一條 地方裁判所所在地ニ地方保護局

爲シ其ノ他必要ナル援護ヲ與フルコトニ依リテ之ヲ行フ

第十三條 保護ハ保護ヲ受クル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行ヒ保護司ノ觀察ニ付ス

第十四條 地方保護局長居宅保護ヲ爲スルトキハ保護團體ヲシテ保護ヲ受クル者ヲ收容セシメ又ハ私人ノ家庭若ハ適當ナル施設ニ收容ヲ委託シ之ヲ保護セシム

第十五條 保護ノ要否ハ地方保護局長之ヲ決定ス

第十六條 保護期間ハ二箇年以内トス但シ繼續ノ必要アルトキハ之ヲ更新スルコトヲ得

第十七條 保護ノ解除並保護期間ノ更新ハ地方保護局長之ヲ決定ス

第十八條 保護團體ヲ設置セムトスル者ハ地方保護局長ヲ經由シ司法大臣ノ認可ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九條 前條ニ依リ認可ヲ受ケタル保護團體ハ正當ノ理由ナクシテ保護ノ委託ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 地方保護局ハ收容ヲ委託シタル保護團體又ハ適當ナル者ニ對シ命令ノノムル所ニ依リ收容費ヲ補給スルコトヲ得

第二十一條 保護團體ノ用ニ供スル土地建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ爲シ又ハ適當ナル施設ニ依リテ之ヲ行

爲ノ登記ニ付テハ登録稅ヲ課セス

第二十二條 保護團體ノ用ニ供スル土地建物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス但シ有料ニテ之ヲ使用セシメタル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ保護事業ヲ經營スル保
護團體中司法大臣ノ指定シタルモノハ本
法ニ依リ認可セラレタルモノト看做ス

〔小林鑄君登壇〕

○小林鑄君 只今上程致サレマシタ營業收
益稅法中改正法律案、竝ニ司法保護法案ノ
兩案ニ付キ、極メテ簡單ニ提出ノ理由ヲ説
明致シタイト思ヒマス、先づ營業収益稅法
中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、大正十五
年ニ舊營業稅法が廢止セラレマシテ、現行
ノ營業収益稅法ガ施行セラレ、營業収益稅
法ノ適用ト致シマシテハ、總テノ營利法人
ニハ、此營業収益稅法ヲ適用スルコトニナ
リマシタノニ拘リマセズ、漁業ト演劇興業
ノミハ、此法律ノ適用カラ除外スルコトニ
ナフテ今日ニ至クノデアリマス、諸君、元
來租稅ト云フモノハ、物的外形標準ニ依
テ課稅スペキモノデハナク、所得即チ收益
ヲ標準トスベキモノノデアリマシテ、換言ス
レバ應能提供、即チ給付能力ニ應ジテ課稅
スペキモノナルコトハ、今日何人モ認メル
所デアリマス、然ルニ舊營業稅法ハ、物的
外形標準ニ依ラテ課稅シマスルガ故ニ、好況
時ニ輕ク、不況時ニ當テハ非常ニ酷ナル
負擔ヲサレテ居クノデアリマス、然ルニ演
劇興業方此適用カラ除外サレテ居リマスル
ガ爲ニ、今日尙ホ物的外形標準ニ依リマシ
テ、觀覽席數デアルトカ、或ハ小屋ノ廣サ
ト云フヤウナ形ニミ囚ハレテ、稅金ヲ課
せラレテ居ルト云フコトハ、甚ダ不當ト言
ハザルヲ得マセヌ、又現在ノ演劇興業ハ、

明治十一年、即チ五十六年前ノ太政官布告

所以デアリマス

次ニ司法保護法案ニ付キマシテ、提出ノ

理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、抑、檢察、裁

判、行刑ト云フモノハ、司法ノ三大事務

ヲ用ヒテ是等人々ニ對スル所ノ犯罪豫

ガ、今日情勢トナッテ續イテ居リマスガ爲

ニ、各地方々々ニ依リ、其課稅ノ狀態ガ區

域デアルト云フ不公平ガアルノデアリマ

ス、即チ現在ノ狀態ニ於キマシテハ、一ニ

ハ稅法ノ趣旨ヲ沒却シテ、稅制ノ體系ヲ紊

シ、二ニハ演劇興業者ニ對シテ謂レナキ差

別待遇ヲ爲シ、延イテハ負擔ノ公平ヲ破壊

スルモノト謂ハナケレバナラヌノデアリ

マス、原始產業デアル所ノ漁業ニ於テ

ハ姑ク措クモ、少クトモ演劇興業ヲ業

トシテ居ル所ノ法人ニ對シテハ、一般

ノ營利法人ト同様ニ、現行營業収益稅

法ニ組入レナケレバナラヌト云フコトハ、

淘ニ理ノ當然ナルモノト思フノデアリマ

ス、諸君嘗テハ演劇興業ニ對スル國民ノ觀念

ハ、極メテ之ヲ卑下シタ感ガアルノデアリ

マスケレドモ、文化國タル今日ニ於キマシ

テハ、淘ニ演劇興業ハ大衆ノ慰安、修養、

國民思想ノ善導ニ益スル所ガアリマシテ、

淘ニ國民ノ精神上ノ糧ト謂フモ過言デナイ

ト私ハ思フノデアリマス、故アル哉歐米各

國ニ於キマシテハ、斯ル事業ヲスル者ニ對

シマシテハ、定額ノ補助金ヲ交付スルト

カ、或ハ臨時必要時ノ金融ヲスルトカ、更

ニ進シテハ劇場ヲ國營トスルト云フヤウナ

狀態ニアルノデアリマス、故ニ今日ノ此不

平ナル狀態ヲ改メテ、現行營業収益稅法

ノ適用ヲ受ケシムルト云フコトハ、審ニ稅

法上ノ不當ヲ除クノミナラズ、國民ノ思想

善導ノ上ニ於テ、非常ナル貢獻ヲスルモノ

ト思フノデアリマス、是レ本案ヲ提出シタ

アリマス、斯ウ云フ點カラ見マシテモ、全

院ハ通過シタノデアリマスルガ、遺憾ナガ

シタ所、十八日ニハ民政黨ノ方々モ、國民

同盟ノ方々モ、悉ク賛成下サイマシテ、本

期終了ニ近キ三月十六日ヲ以テ提出致シマ

シタ所、松浦市郎君モ、國民

院ハ通過シタノデアリマスルガ、遺憾ナガ

シタ所、十八日ニハ民政黨ノ方々モ、國民

同盟ノ方々モ、悉ク賛成下サイマシテ、本

院ハ通過シタノデアリマスルガ、遺憾ナガ

シタ所、十八日ニハ民政黨ノ方々モ、國民

同盟ノ方々モ、悉ク賛成下サイマシテ、本

院ハ通過シタノデアリマスルガ、遺憾ナガ

シタ所、十八日ニハ民政黨ノ方々モ、國民

同盟ノ方々モ、悉ク賛成下サイマシテ、本

院ハ通過シタノデアリマスルガ、遺憾ナガ

シタ所、十八日ニハ民政黨ノ方々モ、國民

同盟ノ方々モ、悉ク賛成下サイマシテ、本

國ニ散在スル所ノ保護ノ事業ヲ中央ノ司法

ニ於テ統轄シ、サウシテ各地方裁判所

ニ在ル保護事業ヲ統制指導シ、時ニ強制力

ヲ用ヒテ是等人々ニ對スル所ノ犯罪豫

防、再犯防止ヲスルト云フコトニ至リ得ル

ナラバ、犯罪者ノ數ヲ減ジ、檢察裁判其他

義、刑罰ノ最後ノ仕上ゲナリト謂ハナケレ

バナリマセヌ、殊ニ近代ノ刑事處分ニ於ケ

對スル所ノ保護制度ト云フモノハ、改善主

トシテ居ル所ノ法人ニ對シテハ、一般

ノ營利法人ト同様ニ、現行營業収益稅

ノ制ヲ採用シ、更ニ進シテ起訴猶豫、或ハ

微罪不起訴處分ヲ爲ス等、廣汎ナル便宜主

義ヲ採ラレテ居ルノデアリマス、惟フニ明

豫スルトカ、或ハ之ヲ免除シ、或ハ假出獄

〔政府委員堀切善兵衛君登壇〕

○政府委員(堀切善兵衛君)

只今ノ御質問

ニ對シテ政府ノ所見ヲ申上ゲマス、本案ハ

一應御尤ノ理由ナキニ非ザル次第アリマ

スルガ、法人ノ演劇興行ニ對スル地方ノ手

劇興業稅ヲ廢シテ、之ヲ一般營業収益稅中

ニ包含セシメマスト、地方ノ財政ニ及ボス

アリマス、斯ウ云フ點カラ見マシテモ、全

俄ニ政府トシテ同意シ兼ネルノデアリマス、但シ政府ハ國及ビ地方ノ稅制改正ニ關シ、目下稅制改正准備調査委員會ニ於テ、

各種ノ方面ヨリ研究調査致シテ居リマスカラ、本案ノ趣旨ニ付キマシテハ、更ニ慎重考慮スル考デアリマス、右御答申上ゲマス

〔政府委員岩本武助君登壇〕

○政府委員(岩本武助君) 小林君ノ御質問ニ御答致シマス、我國ニ司法保護制度確立ノ必要デアリマスルコトハ申上ゲル迄モアリマセヌ、當局ニ於キマシテハ、司法保護制度ノ必要ヲ認メマシテ、目下此法案ニ開シマシテソレハ、研究中デアルノデアリマス、而シテ只今御提出ニ相成リマシタ案ノ内容ヲ拜見致シマスルト、大體結構デアリマス、唯何分豫算ガ伴ヒマスルノデ、之ヲ實施致シマスコトニ付キマシテハ直ニ贊否ヲ申上ゲルコトノ出來ナイコトヲ御承知願ヒタイノデアリマス

○議長(秋田清君) 質疑ハ終局致シマシタ

○青木雷三郎君 日程第四ハ松岡俊三君外四十二名提出、地租法中改正法律案外三件

委員ニ、日程第五ハ政府提出非訟事件手續法中改正法律案外一件ノ委員ニ、各併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第六民族優生保護法案ノ第一讀會ヲ開キマス——提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——荒川五郎君

第六 民族優生保護法案 (荒川五郎君)

第一讀會

民族優生保護法

第一條 本法ハ民族ノ優生ヲ保護助長シ

惡種遺傳ヲ防止根絶スルヲ以テ目的トス

所ニ依リ保性斷種法ノ施術ヲ行フヘシ

一 犯人、強盜其ノ他兇暴ナル犯罪者

ニシテ其ノ惡質ヲ遺傳スヘシト認メラル者

二 精神狂症、遺傳的腦脊髓病、早發性痴呆症等ニシテ其ノ症狀ニ依リ是等

惡疾ヲ遺傳スヘシト認メラル者

三 諸種ノ中毒症、「ヒステリー」、遺傳性不具、結核病、癩病等ノ重症者

其ノ他優生學上不正常兒ノ外生ム能

ハサル者ト認メラル者

第三條 前條ニ掲タル者ノ惡種ヲ懷妊セル者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ

法醫審判ヲ經テ墮胎セシム

第四條 第二條ノ規定ニ該當スル者ニシテ本法ニ依リ斷種法ノ施術ヲ受ケサル

者又ハ梅毒淋疾ノ帶患者ニシテ完全ニ治癒セサル者ハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 總テ婚姻ヲ爲サムトスル者ハ法

律上ノ條件ヲ具備シタル旨ノ當該官公

吏ノ證明書及醫師ノ健康診斷書ヲ提出

第六條 醫師、官公吏虛偽ノ診斷書又ハ證明書ヲ作リタルトキハ刑法第百六十條及第百五十六條ノ例ニ依ル

第七條 左ノ各號ノニ該當スル者ハ一

年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ

處ス
一 本人カ欺罔シテ婚姻ヲ爲シタルトキ

二 本人又ハ家族カ虛偽ノ申立ヲ爲シタルトキ

三 故ナクシテ本法ノ施術ヲ拒ミタル

四 許可證ナクシテ婚姻ヲ爲シタルトキ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔荒川五郎君登壇〕

○荒川五郎君 民族優生保護法案ノ提案ノ理由ヲ簡單ニ説明致シマス、諸君今ヤ教育

ノ施設ハ一般ニ大ニ備ハリ、醫術、衛生ノ事ハ益々發達進歩シツ、アリマスノ拘ラズ、不良兒、惡漢ハ次第ニ殖エ、病疾虚弱ノ者ハ日ニ增加シツ、アリマシテ、此不景氣窮乏ノドン底ニアツテ、獨リ刑務所ト病院トハ滿員大入ノ繁昌ヲ致シテ

〔議長退席、副議長著席〕

居リマスコトハ國家ノ恥辱デアリ、民族ノ不幸損害ハ尠クナイト存ジマス、是ガ原因

タル、教育ノ缺陷、指導階級ノ放縱、社會環境ノ無秩序及ビ風土、氣候、習慣、人種等ヲ無視シタル榮養ヤ、體育法等ノ錯誤、

其他幾多ノ原因モアリマセウガ、ソレ以外ニ於テ、尙ホヨリ以上ニ大ナル原因ハ、父祖血統ノ遺傳ニ因ルコトハ今更説明ヲ要シ

マセヌ

諸君、兎惡ニシテ直スコトノ出來難イ惡性ヲ先天的ニ持テ生レ、又其毒惡症體ニシテ療スルコトヲ得ザル惡疾ヲ遺傳サレテ生

レタル、所謂精神的異常兒、若クハ身體的

異常兒ニ對シテハ、特別ノ施設教導ヲ致サ

ケル是等育兒ノ施設ハ、經費ノ關係上唯僅

ニ其一小部分ヲ、感化院、少年教護院、矯正院等ニ收容スルニ止マリマシテ、大

多數ハ之ヲ普通兒、正常兒ト共ニ一齊劃

シテ、其正常兒童ニ及ボス影響ハ極メテ甚密集團ニ惡性ノ「バチルス」ヲ投込み、共

同苗代ニ害蟲ヲ放ツガ如キモノデアリマ

シテ、其正常兒童ニ及ボス影響ハ極メテ甚

コトハ實ニ測ルベカラザルモノガアルノミ

ナラズ、本人ニ取フテモ、本人ノ自ラ爲セル

罰ヲ受ケ、此世ノ中ヲ味氣ナク、不愉快ニ、窮屈ニ、不幸ニ終ラナクテハナラナイコトハ、實ニ憤然ニ堪ヘナイ次第アリマ

シテ、社會ハ其惡ヲ憎ミ、其病ヲ忌ンデ、之ヲ擯斥シマスケレドモ、是ハ寧ロ大ニ同情スペキコトデアリマスマイカ(拍手)

仍テ斯ノ如キ本人モ何等社會ノ幸福ヲ享ケ得ザルノミカ、終生ノ不幸、災厄ニ終ヤウナモノヲ、此明ルク、正シク、愉快ナルベキ世ノ中ニ招致シナイ方法、即チ悪種遺傳ノ防止根絶方法ヲ講ズルコトハ、社會ノ改善向上ノ爲ニ、將々民族ノ淨化強成ノ爲ニ極メテ大切ノコト、存ジマス(拍手)

諸君、從來我國ニ於ケル是等民族保護ニ

關スル法律ハ、僅ニ婚姻ニ際シテ、三等親ヨリ上ノ結婚ヲ禁止シ、又年齢ノ點ニ於テ、男子十七歳、女子十五歳ト云フ制限ヲ設ケ居ルコト、並ニ身體上ノ制限ハ、種痘ヤ其他強制注射等、ホンノ一部のノ制度アルニ止マテ居リマスガ、併シ外國ニ於テハ、夙ニ大ニ此民族保護ノ問題ニ注意ヲ加ヘマシテ、米國ノ如キハ世界ノ自由國ヲ以テ誇

テ居ル國柄ナルニモ拘ラズ、民族血統ノ淨化ニ重キヲ置キマシテ、法律ヲ以テ結婚制限法ヲ設ケ、「オハイオ」州ノ如キハ遺傳病患者ノ結婚ヲ禁ジ、黴毒患者ノ如キハ醫師ノ診断ニ依テ完全ニ治癒シタト云フ證明ヲ提出シナケレバ結婚ヲ許サタルコトヲ規定シ、又精神病者ヤ重症ノ結核、重症ノ「ヒステリー」竝ニ發病中ノ患者ハ、結婚ヲ拒絶スルコトヲ規定シテ居ルノデアリマス、又女子ガ過テ是等ノ結婚ヲ拒絶セラルベキ病氣ヲ持ツ男子ノ種ヲ宿シタ時ニハ、相當ノ手續ヲ以テ之ヲ墮胎セシムルコト、致シテ居リ、又殺人、強盜、其他之ニ類スル兇惡ナル犯罪者ハ、皆其遺傳ヲ豫防スル目的ヲ以テ、男女共處刑ノ一條件トシテ、之ニ去勢術ヲ施行スルコトニシテ居リマス(拍手)。

其他瑞典、露西亞、波蘭、英國ノ加奈陀

其他ニモ、之ニ類スル法律ヲ施行シテ、惡性惡疾ノ遺傳ヲ防止スルニ努メ、又獨逸ハ

劣性人絶種法ヲ制定シテ、精神上又ハ身體

上甚ダンキ惡症狀ヲ具有シ、人種劣悪ナル

遺傳ヲ子孫ニ與フル虞アル者ニ對シテハ、

強制ヲ以テ其生殖力ヲ絶滅スル手術ヲ施ス

ベキ旨ノ法律ヲ制定シ、昨年七月二十五日

ノ發布シテ、本年一月ヨリ實施ヲ致シタ

ノデアリマス。

是等遺傳病者ノ去勢術ハ、多クハ男子

ノ睾丸又ハ女子ノ卵巢ヲ取去テ、彼等天賦

ノ性能モ、人生ノ本能愉樂スラモ奪ウテ顧

ミナイ強制手段、即チ所謂去勢術デアリマ

シテ、彼ノ學術文化ノ尙ホ開ケナイ時代ニ、支那其他ニ行ハレタ宦官ノ施術ト殆ド

同ジテ、ソレガ文化ノ進ンダ今日ニモ尙ホ

行ヘレツ、アリ、而モ宦官ハ自由意思デ、

自ラ進ンデ行フノデアリマスノニ、是ハ強

制的ニ强行シテ居ルコトハ、一面カラ見レ

バ隨分野蠻的トモ申ス程ノ壓制ナ國法デア

ルト申シテモ宜イデアリマセウ。

然ルニ今ヤ醫術ノ進歩ト共ニ、之ガ施術

法ガ大ニ改善セラレマシテ、去勢術ノヤウ

ナ荒手術ヲ行ハナイデモ、男子ノ精系若ク

ハ女子ノ輸卵管ニ結紮術ヲ行フテ、遺傳ヲ

防止シ、又「レントゲン」ノ深部照射醫術

デ、其目的ヲ達スルコトモ出來ルヤウニナ

リマシテ、是等ノ醫術ハ之ヲ施シテモ、男女ノ

天賦ノ本能ヲ失ハシムルコトナク、依然トシ

テ本來ノ性慾愉悦ヲ満タサシムルコトヲ得

ルノデアリマスカラ(拍手)。隨テ今日ニ於テ

ハ、國家トシテモ、民族全體ノ保護ノ爲

ニ、是ガ去勢ヲ爲シ得ベキ理由ガアルノミ

ナラズ、又本人トシテモ、自分ノ本能の一

時ノ滿足ヲ得ンガ爲ニ、惡性惡病ヲ遺傳ス

ルコトノ甚シキ罪惡無慈悲デアルコトヲ感

ズル、良心ノ惱ミヲ安ンゼシムルコトモ得

ル次第デアリマス(拍手)。

諸君、私ハ多年養育奉仕ニ一身ヲ捧ゲマ

シテ、此國運ノ進歩、民族ノ向上ニ微力ヲ

致シテ居ルノデアリマシテ、是ガ補強工作

トシテ榮養問題、取分ケ玄米食ノ普及宣

傳、茲ニ學生兒童ノ家庭ヤ環境ノ整理改善

ノ爲ニ、少年教護法、校外教護法等ニ關シ

テ奔走盡力シテ居ルノデアリマスガ、更ニ

是ガ健全ナル發達ヲ助長シ、以テ雄

ノ民族血統ノ淨化、國民性格ノ優秀化ヲ

シテ、彼ノ學術文化ノ尙ホ開ケナシテ危

カ(笑聲、拍手)此大切ナル一聲ニ吾々

ハ耳ヲ藉シテ、此ヲ解釋スルコトヲシナ

イデ、更ニ空氣ヨリモ硬イ湯ノ中ニ入

レテ、サウシテ其泣聲ヲ聞イテ、ソレハ

元氣ノ證據ダ、又支那流ニ呱々ノ聲ヲ揚ゲ

タナド、言フテ、平氣デ聞流シテ居リマス、

是ハ私此位殘酷ナ事ハナイト思ヒマス、

成程產聲トカ呱々ノ聲トカ云ヘバ、聲ニ違

ヒアリマセヌガ、其聲ハ驚キノ叫聲デアリ、

苦痛ヲ懇ヘル泣聲デアリマス、之ヲ如何ニ

吾々ハ聞キ解クベキデアルカ、此處ニ大ナ

ル注意ヲ致サンケレバナラヌ所ガアルノデ

アリマス、尙ホソレヨリモ甚シキハ、從來ハ

コトデアリマスカラ(拍手)。今ヘ頭ヲ剃ル

子ヲ洗フバカリデヘナイ、剃刀ヲ當テ、頭

ヲ剃ツテ居タノデアリマス、今ヘ頭ヲ剃ル

コトハ山間地方ノ外ハ多クハ止ンダヤウデ

アリマスガ、剃ルコト、硬イ湯ニ入レテ人

間ノ荒イ手デ揉ミ廻スト云フコト、ドレ

グケノ違ヒガアリマセウカ、此世人ノ常ニ

經驗シ實際不斷ニアル是等ノ事ニ對シテ、

世人モ醫師モ平氣デ打チャッテ、天下誰一人

ノ同情ヲ以テ研究スル者ガナイヤウデアリ

マスケレドモ、私ハ之ニ大ナル疑問ヲ持テ

居ルノデアリマス、尙ホ是ヨリモモウ一層

注意ヲ加フベキハ、醫師ヤ産婆ガ居ナクテ

ハ多クハ子ヲ産ミ得ナイデ、醫師ヤ産婆ヲ

強ク依頼スル、此母ノ心理狀態、是ヘ優生

學上最モ研究スペキコトデハアリマスマイ

カ、私ハ本案ノ民族保護ニハ是等ハ最モ研

究スペキ重大ナ一事ダト思フノデアリマ

ス、昔カラ親ノ心ハ子ニウツルト申シマス、

母ノ強イ依頼心、ヒドイ恐怖心、其憂慮ノ

念ハドレダケ胎内ノ兒ノ心性ヲ動カスコト

デアリマセウカ、古來胎教ノコトハ考ヘラ

レテ居ルニモ拘ラズ、此最モ關係影響ノ大

事モ此際併セテ御通知致シテ置キタイト思
フノデアリマス(拍手)

要スルニ露西亞ニ對シマスル私ノ政策ハ、
丁度一箇月前ニ此壇上デ申シマシタヤウニ、
色々事情モアリマスガ、出來ルダケ兩國間
ニ存在スル懸案ヲ一つ／＼片付ケテ行クト
云フコトガ、一番兩國關係ノ改善ヲ圖ル上
ニ適當デアルト思ヒマスノデ(ヒヤ／＼)
拍手)尙ホ此趣旨ニ依リマシテ、此後モ大
ニ努力致シタイト思フノデアリマス(拍手)

○副議長 植原悅二郎君 廣田外務大臣ノ
發言ニ對シテ質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ
許可致シマス——深澤豊太郎君

○深澤豊太郎君 簡單デアリマスカラ、此
席カラ一ツ御伺ラシテ、若シ御答辯ヲ得マ
スレバ、其御答辯ニ依フテ質疑ヲ致シタイ
ト思ヒマス

○副議長(植原悅二郎君) 許可致シマス
○深澤豊太郎君 只今ノ外務大臣ノ御演説
中、入札ニ付テハ之ヲ是認スルト云フ報告
ニ接シタト云フコトデアリマスガ、今回ノ
入札ヲ果シテ是認シタモノデアルカドウカ
ニ付テ、御明答ヲ願ヒタイノデアリマス

(國務大臣廣田弘毅君登壇)

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今私が申上ゲ
マシタ言葉ハ、露西亞ノ方デハ今度ノ競賣
ノ結果ヲ是正スルト申シテ居ルノデアリマ
ス

〔深澤豊太郎君登壇〕

○深澤豊太郎君 私共へ常ニ日露漁業條約
ノ紛争ニ付テ、留意ヲ怠ラナイ者デアリマ
ス、即チ若シ日露事ガ有リト致シマスレバ、
其事ノ起ル最モ重要ナル原因モ、此日露漁
業ノ紛争ニ原因ヲ發スルモノデハナイカト
恐レザルヲ得ナカタノデアリマス、私ハ今

回ノ紛争ニ對シマシテモ、若シ此爭ガ極端
ニ至リマスルナラバ、重大ナル結果ヲ惹起ス
モノデハナイカ、斯ク憂ヘザルヲ得ナカッ
タノデアリマス、其重大ナル結果ヲ惹起ス
虞アル問題ニ對シテ、外務大臣ガ率先シテ
議場ニ之ヲ報告セラレテ、吾々ニ嚮フ所ヲ
知ラシメテ吳レタコトハ、其立憲的態度ニ
對シテ多大ノ敬意ヲ拂フ者デアリマス(拍
手)勘察加ニ於ケル漁業ハ、常ニ「ボーツ
マス」條約ノ權益デアルト言ハレテ居リマ
スルガ、實ハ「ボーツマス」條約ニ依フテ得
タル權益デアルト云フ觀念ヲ以テ、此問題
ニ臨ムコトハ誤リデアラウト思フ、即チ勘
察加、北洋漁業ノ開發ハ我ガ日本人民、吾々
ノ祖先ニ依フテ開發セラレタモノデアリマ
(拍手)御一新以前ヨリ吾々ノ祖先ハ此方面
ニ出漁ラシテ、盛ニ漁場ノ開發ラシタ、其
當時ヨリ露西亞ノ壓迫ヲ受ケテ、德川幕府
ノ末期ニ於テ、露西亞ノ壓迫ノ爲ニ其出漁
ヲ禁止シタコトモアル、其禁止ニ對シテモ
吾々ノ祖先ハ之ヲ肯ゼズシテ、絶エズ出漁
ニ專念ラシテ漁場ノ開發ニ努力シ、屢々露
西亞トノ衝突ガアツテ、今勘察加ニ參リマス
レバ、其悲慘ナル遭難者ノ跡ハ至ル所ニ之
ヲ發見スルコトガ出來ルノデアリマス、實
ニ吾々ノ祖先ハ血ト汗ニ依フテ、生命ヲ投
出シテ此漁場ノ開發ラシタ、當時露西亞ノ
漁船ノ如キハ、恐ラク一隻モ北洋ニ於テ見
ルコトが出來ナカタデアラウト思フ、然ル
ニ露西亞ノ壓迫ニ堪ヘ得ズシテ、段々萎縮
シテ來タ時ニ、偶、「ボーツマス」條約ノ成
立ニ依フテ其權益ヲ確保シタ、露西亞ノ權益
ヲ日本ガ得タノデハナイ、吾々ノ先祖ノ開
拓シタル吾々ノ權益ヲ「ボーツマス」條約ニ
依フテ確保スルコトガ出來タノデアル、此

點ニ觀念ノ相違ガアツテハナラナイト思
フノデアリマス、私ハ此問題ハ洵ニ急ヲ要ス
スモノデハナイカ、斯ク憂ヘザルヲ得ナカッ
タノデアリマス、其重大ナル結果ヲ惹起ス
虞アル問題ニ對シテ、外務大臣ガ率先シテ
議場ニ之ヲ報告セラレテ、吾々ニ嚮フ所ヲ
知ラシメテ吳レタコトハ、其立憲的態度ニ
對シテ多大ノ敬意ヲ拂フ者デアリマス(拍
手)勘察加ニ於ケル漁業ハ、常ニ「ボーツ
マス」條約ノ權益デアルト言ハレテ居リマ
スルガ、實ハ「ボーツマス」條約ニ依フテ得
タル權益デアルト云フ觀念ヲ以テ、此問題
ニ臨ムコトハ誤リデアラウト思フ、即チ勘
察加、北洋漁業ノ開發ハ我ガ日本人民、吾々
ノ祖先ニ依フテ開發セラレタモノデアリマ
(拍手)御一新以前ヨリ吾々ノ祖先ハ此方面
ニ出漁ラシテ、盛ニ漁場ノ開發ラシタ、其
當時ヨリ露西亞ノ壓迫ヲ受ケテ、德川幕府
ノ末期ニ於テ、露西亞ノ壓迫ノ爲ニ其出漁
ヲ禁止シタコトモアル、其禁止ニ對シテモ
吾々ノ祖先ハ之ヲ肯ゼズシテ、絶エズ出漁
ニ專念ラシテ漁場ノ開發ニ努力シ、屢々露
西亞トノ衝突ガアツテ、今勘察加ニ參リマス
レバ、其悲慘ナル遭難者ノ跡ハ至ル所ニ之
ヲ發見スルコトガ出來ルノデアリマス、實
ニ吾々ノ祖先ハ血ト汗ニ依フテ、生命ヲ投
出シテ此漁場ノ開發ラシタ、當時露西亞ノ
漁船ノ如キハ、恐ラク一隻モ北洋ニ於テ見
ルコトが出來ナカタデアラウト思フ、然ル
ニ露西亞ノ壓迫ニ堪ヘ得ズシテ、段々萎縮
シテ來タ時ニ、偶、「ボーツマス」條約ノ成
立ニ依フテ其權益ヲ確保シタ、露西亞ノ權益
ヲ日本ガ得タノデハナイ、吾々ノ先祖ノ開
拓シタル吾々ノ權益ヲ「ボーツマス」條約ニ
依フテ確保スルコトガ出來タノデアル、此

朝鮮銀行ニ、暴力ヲ以テ閉鎖ヲ命ゼラ
タコトニ發シテ居ルノデアリマス(拍手)
若シ浦潮ニ於ケル朝鮮銀行支店ガアリマシ
タノラバ、留ノ換算率ノ如キハ必要ガナイ、
此露西亞領土内ニ於ケル日本ノ銀行ノ絕
滅ニ依フテ金融機關ヲ杜絶セシメテ、此不合
理ナル換算率デ露西亞ト相對シナケレバナ
ラナイヤウニ仕向ケラレク、實ニ遺憾至極
デアルトカ、或ハ地方ノ官憲ノ手達デアル
ト云フヤウナ問題トハ見ルコトガ出來マセ
ス、最近ニ於ケル莫斯科政府ノ要路ノ大官
ノ言動ナルモノハ、我が日本ニ對シマシテ
ト云フヤウナ問題トハ見ルコトガ出來マセ
ス、最近ニ於ケル莫斯科政府ノ要路ノ大官
(拍手)吾々ハ虛偽ノ宣傳ヲ爲シ、惡意ノ挑
發的態度ニ出デ、居ルコトニ對シマシテ
ハ、外務當局ノ御活動ヲ願ハナケレバナラ
ヌト思フノデアリマスルガ、是等ノ出來事
ト、今回ノ極東長官ノ執ラレタル態度ト、
相關聯シテ居ル所ガアルトスルナラバ、此
問題ノ解決モ亦國家的ノ重大ナル外交案件
トシテ臨マナケレバナラヌト思フノデアリ
マス、彼等ハ接壤ノ各四隣ノ國々トハ、所
謂不可侵條約ヲ結ンデ、唯獨リ我ガ日本ニ
ダモノガ、今日デハ既ニ其十分ノ一ニ暴落
ヲシテ居ルノデアリマス、一面國內ニ於ケ
ル留ノ暴落ハ斯ノ如ク甚シキニ拘ラズ、日
本ニ對シテハ逆ニ倍額ノ七十五錢ヲ要求ス
ルト云フヤウナコトハ、到底善意ヲ以テ想
像ダモスルコトガ出來ナイ所デアリマス
(拍手)外務當局ニ於カレマシテハ、ドウゾ
是等ノ諸點ヲ御考慮ニナフテ、今回ハ毅然タ
ル態度ヲ以テ臨ンデ貰ヒタイ、敢テ私ハ露
西亞ト漁業條約ノ有無ニ依フテ、勘察加ニ於
ケル日本ノ漁業ノ盛衰ヲ顧慮致サナインデ
アリマス、漁業條約無シト雖モ、御一新ノ
以前ヨリ身命ヲ拋テ開拓シタル勘察加ノ
漁業ハ斷ジテ拋棄スルモノデハアリマセ
ス、露西亞革命以後ニ於ケル日本ノ自由出
漁ノ歴史ハ、明ニ之ヲ物語テ居ル、敢テ條
約ニ依ラズトモ、我等ハ自主的ニ自由出漁
ヲ以テ、今日ノ權益ヲ確保スルコトガ出来
テ我ガ軟弱外交ノ爲ニ、浦潮斯德ニ於ケル

ルノデアリマス、御承知ノ如ク勘察加入無人ノ曠野デアリマス、僅ニ夏期ニ至テ、アノ廣漠タル土地ニ人口五万ヲ算スルカ算シナイ所デアル、此人口五万ノ人々ノ中ノ三万人ハ、我ガ日本帝國ノ臣民デアリマス、諸君、勘察加全體五万カ六万カノ人口ノ中、其過半數ハ我ガ日本臣民ノ手ニ依テ占メラレテ居ルト云フ一事ハ、勘察加ニ於ケル自由出漁ガ、断ジテ可能デアルコトヲ證據立テ、居ル、吾々ハ政府ニ堅キ決心サヘアレバ、勘察加ニ自主的ノ自由出漁ヲ斷行シテ差支ナイト思フノデアリマス、此點ニ付テハ私ハ毎年々々海軍ニ於ケル北洋警備費ガ減少サレテ、コヽ數年來ハ僅ニ十万圓ニ過ギナイノデアリマス、若シ此自由出漁ノ覺悟ヲ致スナラバ、我ガ議會モ、我ガ國民モ、北洋警備費ガ総シ十萬圓ガ十倍ニ致シテモ、其協賛ニ吝ナル者デハナイト思フノデアリマス、外務大臣ハ此國民ノ意思ヲ酌ンデ、其交渉ニ當ツテ戴キタイ、同時ニ私ハ二三ノ點ニ付テ外務大臣ノ御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス

今回ノ入札ニ對シテ毎年立會フ所ノ農林省ノ役人ガ、此入札ニ立會フベク入國ヲ願出タルノニ對シテ、露西亞政府ハ其入國ニ對シテ查證ヲ拒否シテ、今回ノ入札ニハ農林省ノ役人ガ立會フコトノ出來ナイ有様ニ置カレ居ル、是ガ果シテ事實デアリヤ否ヤ、又本年入札ノ割合ハドウナテ居ルカ、大體ニ於テ内定致シテ居ルガ、一部ニ於テ斯ノ如キ結果ニ陥タト報告セラレタガ、其割合ハ如何ナル狀態ニナシテ居リマスカ、此解決ハ急ヲ要サナケレバナリマセヌ、四月五月ノ交ニナレバ完全ニ準備ヲ整ヘテ臨マナケレバナラナイ、此準備ガ遅レ、出漁期

ガ迫レバ迫ル程、日本ハ如何ナル不利ナ條件ニモ忍ンデ之ニ應ジナケレバナラナイ果ヲ見ルコトハ、今迄ノ屢々ノ交渉ニ於テ明カデアリマスカラ、此危險ヲ避ケル爲ニ、最モ急速ニ取運バナケレバナラナイガ、此シテ換算率ヲ合理的ニ改正スルノ準備ト、交渉ヲセントスル意思ガアルカドウカ、斯ノ場合ニ依フタラバ自由出漁モ亦已ムナシト云フ決意ヲ以テ此交渉ニ當ラレルカドウカ、是ハ一ツ一般的ニナリマスルガ、斯ノ如キ問題ニ遭遇シテモ、日本ノ國民ハ血ヲ沸マシセヌ、諸君、滿洲ニ於ケル權益ノ侵サレタ時、日本國民ハ悉ク立テ之ヲ憤ルノデアリマス、同ジ日露戰爭ニ依ル權益デアルニ拘ラズ、勘察加、北洋ニ於ケル漁業權ノ侵犯ニ對シテハ、日本國民ハ血ヲ沸サナイ、何ノ爲デアリマセウ、是ハ一二營利會社ノ自由ニ委セテ居ル點ニ、日本國民ノ血ヲ沸サナイ原因ガアリハセヌカ、日露戰爭ニ依テ得タル權益ダ、吾々ハ此權益ヲ國民ノ手ニ取ラナケレバナラナイモノダ、今度ノ日魯大合同ノ如キ、之ヲ機會トシテ吾々ハ半官半民ノ滿鐵ノ如キモノニシテ、露西亞トノ交渉ニモ權威アル交渉ヲナシ、入札ニ依ラズシテ條約ニ依テ一定ノ權益ヲ確保ス

テ、十分外交方面カラモ注意シナケレバナト云フコトハ、洵ニ御尤ナコトデ、日本ノ今日ノ進歩ト云フモノハ、實ハ非常ニコトニナシテ困ルカラト申シテ居ルノデアリマスガ、實ハ私ハ從來農林省ノ役人ガ競賣ニ立會フテ居タカラト云フ事實ヲ存ジマセヌノデ、其點ハ明確ニ御答スルコトヲ拒絶シタコトハ事實デアリマス、露西亞側ノ言分ハ、斯ウ云フ例ヲ開クト毎年來ルコトニナシテ居ルカラト申シテ居ルノデアリマスガ、實ハ私ハ從來農林省ノ役人ガ競賣ニ立會フテ居タカラト云フ事實ヲ存ジマセヌノデ、其點ハ明確ニ御答スルコトガ出來ナイノデアリマス、第二ノ競賣ノ結果ニ付キマシテハ、實ハ早速浦鹽ノ方ニ問合セマシテ、露西亞側ノ落札致シマシタ部分ハ、ハキリ分テ居リマスルケレドモ、日本側ノ投票ガドウ云フ狀態デアタカト云フコトハ、發表シテ居ナインデアリマスカラ、目下問合セ中デアルコトニ御承知ヲリタイト思テ居リマス

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第七、農村救濟負擔均衡法案、日程第八、地方財政補整交付金法案ヲ括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提出

シタ法案が直チニ實現サル、ナラバ、少クトモ土木匡救事業ト云々タ風ナ、將來ニ財政ノ負擔ヲ貯スヤウナ、或ハ其土木事業ノ途中ニ於テ、色々ナ漬職事件ヲ起スヤウナ危険ヘナイ、況ヤ吾々ノ提案ハ、思切々タ數字デアリマスカラ、眼前ノ問題デアル所ノ農村技術員ノ三百万圓ヤ五百萬圓ノ問題ノ如キモ、直チニ解消スルノデアリマス、斯ウ云フ見地カラ吾々ハ、農村救濟負擔均衡法案ヲ提案シタノデアリマスガ、別ノ方面カラ之ヲ見マスト云フト、現ニ國家ガ今日ノ府縣ナリ市町村ニ煩雜極マル、而モ多數権マアル委任事項ヲ澤山ニ命ジテ居リマス、之ヲ府縣ノ豫算カラ引出シテ見マシテモ、遣府縣ガ國家ノ委任事務ノ爲ニ使フテ居ル豫算ハ、恐ラク一億五千万圓デアラウト言ヘレテ居ル、更ニ市町村ガ、斯ウ云々タ意味ニ於テ負擔シテ居ル費用ナシマスケドアラウト言ヘレテ居ル、合計三億五千万圓ハ實ニ國家ノ委任事務ニ對シテ、地方ガ強要サレタル費用ナシマスケドアラウト言ヘレテ居ル、更ニ市町村ガ、斯ウ云々タ意味ニ於テ負擔シテ居ル費用ハ二億圓ノ三取テ見タ、斯ウ云フコトニ依テ吾々ノ考ヘル所ノ農村救濟ノ實ガ、確ニ實行サレルコトヲ信ズルノデアリマス(拍手)更ニ第三ハ、此一億五千万圓ノ交付ニ關スル根本精神デアリマス、之ヲ唯徒ニ出シマシテモ、出シタダケデハ徹底シナ、少クトモ此金ヲ交付スル限りニ於テハ、此使途ニ關スル、或ハ相當ノ報償ヲスル、當然ナ結論デアル、況ヤ今日農村問題ノ時ニ何時デモ主張サル、問題ハ、富ノ不均衡ニ關スル、或ハ富ノ分配ノ非常ナ偏重ニ關スル問題デアリマス、斯ウ云フ見地カラ之ヲ眺メテモ、況ヤ農村購買力ト云フ見地カラ眺メテモ、况ヤ農村購買力ト云フ見地カラ眺メテモ、吾々ハ本法案ニ對スル重大ナル認識ヲ諸君ニ訴ヘタイノデアリマス(拍手)本法案ノ骨子ハ、重要ナ點ダケ御紹介致シマシテモ、吾々ハ本法案ニ對スル重大ナル認識ヲ諸君ニ訴ヘタイノデアリマス(拍手)本法案ノ骨子ハ、重要ナ點ダケ御紹介致シマスガ、此法案ニ依テ吾々ハ毎年一億五千万圓ヲ國庫カラ支給スルコトヲ要求致シ少々面倒デアルナラバ、公債ニ依ルモ結

構、吾々ハ此財源ニ對シマシテハ、政府ノ真劍ナル決意サヘアルナラバ、極メテ簡單ニ解決スルト信ジテ居リマス(拍手)更ニ配當ノ方法、所謂内務省案、或ハ次ノ日程デス、即チ之ヲ縱ノ問題カラ言フナラバ、道府縣ト市町村トノ配當ノ三分ノ一對三分ノ二、而モ之ヲ横ノ問題カラ申シマスト、人口割ヲ一億五千万圓ノ四分ノ一トシ、資力其他ノ、所謂貧弱町村ニ對スル配當割ヲ四分ノ三取テ見タ、斯ウ云フコトニ依テ吾々ノ考ヘル所ノ農村救濟ノ實ガ、確ニ實行サレルコトヲ信ズルノデアリマス(拍手)更ニ第三ハ、此一億五千万圓ノ交付ニ關スル根本精神デアリマス、之ヲ唯徒ニ出シマシテモ、出シタダケデハ徹底シナ、少クトモ此金ヲ交付スル限りニ於テハ、此使途ニ關スル、或ハ相當ノ報償ヲスル、當然ナ結論デアル、況ヤ今日農村問題ノ時ニ何時デモ主張サル、問題ハ、富ノ不均衡ニ關スル、或ハ富ノ分配ノ非常ナ偏重ニ關スル問題デアリマス、斯ウ云フ見地カラ之ヲ眺メテモ、况ヤ農村購買力ト云フ見地カラ眺メテモ、吾々ハ本法案ニ對スル重大ナル認識ヲ諸君ニ訴ヘタイノデアリマス(拍手)本法案ノ骨子ハ、重要ナ點ダケ御紹介致シマシテモ、吾々ハ本法案ニ對スル重大ナル認識ヲ諸君ニ訴ヘタイノデアリマス(拍手)本法案ノ骨子ハ、重要ナ點ダケ御紹介致シマスガ、此法案ニ依テ吾々ハ毎年一億五千万圓ヲ國庫カラ支給スルコトヲ要求致シ少々面倒デアルナラバ、公債ニ依ルモ結

アリマスガ、今日ノ所謂雜種稅ナルモノガ、此佐倉騒動以上ニ、沼田ノ殿様以上ニ、モハノ方法、所謂内務省案、或ハ次ノ日程デス、即チ之ヲ縱ノ問題カラ言フナラバ、道府縣ト市町村トノ配當ノ三分ノ一對三分ノ二、而モ之ヲ横ノ問題カラ申シマスト、人口割ヲ一億五千万圓ノ四分ノ一トシ、資力其他ノ、所謂貧弱町村ニ對スル配當割ヲ四分ノ三取テ見タ、斯ウ云フコトニ依テ吾々ノ考ヘル所ノ農村救濟ノ實ガ、確ニ實行サレルコトヲ信ズルノデアリマス(拍手)更ニ第三ハ、此一億五千万圓ノ交付ニ關スル根本精神デアリマス、之ヲ唯徒ニ出シマシテモ、出シタダケデハ徹底シナ、少クトモ此金ヲ交付スル限りニ於テハ、此使途ニ關スル、或ハ相當ノ報償ヲスル、當然ナ結論デアル、況ヤ今日農村問題ノ時ニ何時デモ主張サル、問題ハ、富ノ不均衡ニ關スル、或ハ富ノ分配ノ非常ナ偏重ニ關スル問題デアリマス、斯ウ云フ見地カラ之ヲ眺メテモ、况ヤ農村購買力ト云フ見地カラ眺メテモ、吾々ハ本法案ニ對スル重大ナル認識ヲ諸君ニ訴ヘタイノデアリマス(拍手)本法案ノ骨子ハ、重要ナ點ダケ御紹介致シマシテモ、吾々ハ本法案ニ對スル重大ナル認識ヲ諸君ニ訴ヘタイノデアリマス(拍手)本法案ノ骨子ハ、重要ナ點ダケ御紹介致シマスガ、此法案ニ依テ吾々ハ毎年一億五千万圓ヲ國庫カラ支給スルコトヲ要求致シ少々面倒デアルナラバ、公債ニ依ルモ結

アリマスガ、此法案ノ一つノ主張ヘ、此法案ヲ真剣ナル決意サヘアルナラバ、極メテ簡單ニ解決スルト信ジテ居リマス(拍手)更ニ配當ノ方法、所謂内務省案、或ハ次ノ日程デス、即チ之ヲ縱ノ問題カラ言フナラバ、道府縣ト市町村トノ配當ノ三分ノ一對三分ノ二、而モ之ヲ横ノ問題カラ申シマスト、人口割ヲ一億五千万圓ノ四分ノ一トシ、資力其他ノ、所謂貧弱町村ニ對スル配當割ヲ四分ノ三取テ見タ、斯ウ云フコトニ依テ吾々ノ考ヘル所ノ農村救濟ノ實ガ、確ニ實行サレルコトヲ信ズルノデアリマス(拍手)更ニ第三ハ、此一億五千万圓ノ交付ニ關スル根本精神デアリマス、之ヲ唯徒ニ出シマシテモ、出シタダケデハ徹底シナ、少クトモ此金ヲ交付スル限りニ於テハ、此使途ニ關スル、或ハ相當ノ報償ヲスル、當然ナ結論デアル、況ヤ今日農村問題ノ時ニ何時デモ主張サル、問題ハ、富ノ不均衡ニ關スル、或ハ富ノ分配ノ非常ナ偏重ニ關スル問題デアリマス、斯ウ云フ見地カラ之ヲ眺メテモ、况ヤ農村購買力ト云フ見地カラ眺メテモ、吾々ハ本法案ニ對スル重大ナル認識ヲ諸君ニ訴ヘタイノデアリマス(拍手)本法案ノ骨子ハ、重要ナ點ダケ御紹介致シマシテモ、吾々ハ本法案ニ對スル重大ナル認識ヲ諸君ニ訴ヘタイノデアリマス(拍手)本法案ノ骨子ハ、重要ナ點ダケ御紹介致シマスガ、此法案ニ依テ吾々ハ毎年一億五千万圓ヲ國庫カラ支給スルコトヲ要求致シ少々面倒デアルナラバ、公債ニ依ルモ結

過般此議會ニ於テ、議員提出ノ地租法改正法案ニ對スル提案ノ説明ガアリマシタ時ニ、政府ニ向テ質問セントシタノデアリマスガ、總理大臣モ出ナイ、農林大臣モ出席シナイ、病氣ダト云フノデアリマシタガ、其病氣スラガ非常ナ疑問デアル、アレハ齋藤内閣ノ没落直前ノ衰弱狀態デアルト云フコトヲ、痛感シタノデアリマスガ、其後齋藤内閣ノ運命ハ、吾々ノ豫想ニ對シテ、極メテ嚴肅ナル的中ヲ示シテ居ル、少クモ吾々ノ聽カントスルコトハ、アノ農村負擔調査會ナルモノガ、一體何時マデニ調査ヲヤルノダ、調査ニ對スル時間ノ目標ハアリマセヌ、而モ假ニ調査ガ出來ル迄ハ、農民ニ向テ今ノ高過ギル税金、非常ニ過重ナル税金、之ヲ全部強要スル氣持デアルラシイ、大體ノ調査ノ出來ル迄ハ、セタテ是ダケノ方法デ輕減ヲスル、是ダケノ減額デ多少ノ言譯ヲスルト申シマスナラバ、其處ニ政治道德ノ相當ナ敬意ヲ買フダケノ、手段ガ生レルノデアリマスケレドモ、齋藤内閣ハ之ヲ考ヘナイ、若シアノ調査會ニ依テ、一切ノ責任ヲ之ニ隠シ、一切ノ課税ヲ付テ、御互ニ眞剣ナル考察ガ必要デアリマス(拍手)齋藤内閣ガ日本ノ動亂ヲ計畫スル爲ニ——、ア、云々夕調査會ヲ作ッテ、之ニ依テ農民ヲ失望サシテ、サウシテ日本ノ動亂ヲ計画スルナラ別問題デアルガ、總理大臣ガオ座成リデアツモ、議會再開ノ弊頭ニ申シタヤウニ、本當ニ此非常時ヲ打開スル爲ニ斷ジテ反対スルノデアリマス。

結局政府ハ特ムニ足ラヌ、私特ニ諸君ニ懇ヘタイノハ、政府特ムニ足ラヌノデア

ルカラ、セメテ衆議院ノ權能ヲ發揮シテ、此議會デ、此劃期的ナ大法案ヲ直チニ通過セシメテ、サウシテ議會自ラ國民政治ニ當ルダケノ熱誠ト責任トヲ負ハレンコトヲ、衷心カラ希望スルノデアリマス(拍手)昨年ノ農民運動ヲ振返テ見マスト、特ニ七、九、十一月、或ハ帝國農會、或ハ町村長會、或ハ全國農會大會、或ハ全國町村長會大會ノ名ニ依テ、屢々大會が開カラマシタガ、此大會ノ第一ノ目的ハ、少クトモ農村負擔ノ輕減デアツ、負擔均衡ノ要求デアリマシタ、此總テノ會合ニ私共出席シタガ、政民兩黨ノ諸君モ、其代表ヲ送ラレタ、サウシテ是等ノ代表ノ諸君ハ、此大會ニハ非常ナル誠意ノアルヤウナ願付デ、此大會ノ決議ニ對スル賛成ノ意ヲ明ニシテ居ラレマス、私アノ贊成ノ意思ハ、決シテ大會席上ノ放言デハナイト思フ、斯ウ思テ考ヘマスト、最近政友會カラ、地方財政補整交付金ナル法律案ガ出テ居リマス、民政黨カラモサウ云々夕名前ノモノヲ、御提出ニナフテ居ル、御提出ニハナツテ居リマスガ、其内容ヲ拜見シマスト、遺憾ナガラ不徹底、不十分デアル、私共ハ議會ノ論争ガ唯觀念的ナ、抽象論的ナ、軍民離間ノ聲明ヲドウシロトカ、軍人ノ政治運動ヲ斯ウシロトカ、或ハ議會ノ御利益ガドウダノ、政黨ノ信用ガスウダノ、然ルニ其中ノ市稅ハ百ニ付テ六十一、普通市町村稅ノ割合ハ、國稅ノ百ニ對シテ、市町村ノ稅平均ハ實ニ三百四十四ノ數ヲ示シテ居ル次第デアリマス、又戸數割及ビ家屋稅附加稅ト、直接國稅トノ割合ヲ求メテ見マスト、全國ノ平均ハ國稅ニ對シテ七七%デアリマス、市部ニ於テハ是ガ三七%、普通ノ町村ニ於テハ九〇%、貧弱町村ニ於テハ實ニ二三一%ノ數ヲ示シテ居リマス、而モ此重キ地方稅ナルモノハ、各地方ニ依テ非常ナ區別ガアルモノハ、各地方ニ付テ點檢致シテ見マスト、地租ノ附加稅ハ市部ニ於テハ一般ニマダ其制限ニ達シテ居リマセヌ、然ラバ之ニ應ズルガ爲ニ、道府縣市町村ノ平均ニ於テハ、制限外ニ割五分、府

中ノ最高ノモノガ二十圓八十二錢一厘、最低ノモノニ至テハ六圓八十一錢七厘、又全低ノモノニ至テハ六圓八十一錢七厘、又全ノ通覽シテ見ルト云フト、最高ノ戸數割ヲ納メテ居ル處ガ九十圓カラ、最低ノモノハ僅ニ八十四錢、斯様ニ非常ナ區別ガアリマス、然ラバ此高イ率ヲ納メテ居ル所ノ府

ノ農民運動ヲ振返テ見マスト、特ニ七、九、十一月、或ハ帝國農會、或ハ町村長會、或ハ全國農會大會、或ハ全國町村長會大會ノ名ニ依テ、屢々大會が開カラマシタガ、此大會ノ第一ノ目的ハ、少クトモ農村負擔ノ輕減デアツ、負擔均衡ノ要求デアリマシタ、此總テノ會合ニ私共出席シタガ、政民兩黨ノ諸君モ、其代表ヲ送ラレタ、サウシテ是等ノ代表ノ諸君ハ、此大會ニハ非常ナル誠意ノアルヤウナ願付デ、此大會ノ決議ニ對スル賛成ノ意ヲ明ニシテ居ラレマス、私アノ贊成ノ意思ハ、決シテ大會席上ノ放言デハナイト思フ、斯ウ思テ考ヘマスト、最近政友會カラ、地方財政補整交付金ナル法律案ガ出テ居リマス、民政黨カラモサウ云々夕名前ノモノヲ、御提出ニナフテ居ル、御提出ニハナツテ居リマスガ、其内容ヲ拜見シマスト、遺憾ナガラ不徹底、不十分デアル、私共ハ議會ノ論争ガ唯觀念的ナ、抽象論的ナ、軍民離間ノ聲明ヲドウシロトカ、軍人ノ政治運動ヲ斯ウシロトカ、或ハ議會ノ御利益ガドウダノ、政黨ノ信用ガスウダノ、然ルニ其中ノ市稅ハ百ニ付テ六十一、普通市町村稅ノ割合ハ、國稅ノ百ニ對シテ、市町村ノ稅平均ハ實ニ三百四十四ノ數ヲ示シテ居ル次第デアリマス、又戸數割及ビ家屋稅附加稅ト、直接國稅トノ割合ヲ求メテ見マスト、全國ノ平均ハ國稅ニ對シテ七七%デアリマス、市部ニ於テハ是ガ三七%、普通ノ町村ニ於テハ九〇%、貧弱町村ニ於テハ實ニ二三一%ノ數ヲ示シテ居リマス、而モ此重キ地方稅ナルモノハ、各地方ニ付テ點檢致シテ見マスト、地租ノ附加稅ハ市部ニ於テハ一般ニマダ其制限ニ達シテ居リマセヌ、然ラバ之ニ應ズルガ爲ニ、道府縣市町村ノ平均ニ於テハ、制限外ニ割五分、府

○岡田忠彦君(登壇)
岡田忠彦君(登壇)

案提出ノ趣旨辯明ヲ終リマス(拍手)

○副議長 植原悅二郎君
岡田忠彦君

縣ニ至テハ、制限外實ニ七割ニ達シテ居ル、次第デアリマス、戸數割ニ付テ之ヲ見ルニ、各府縣別ノ平均ヲ捕ヘテ見ルト、其府縣ノ

ノ基本ヲ確立スルト云フ上カラ見マシテモ、是ガ匡救ハ洵ニ國家焦眉ノ急デアルト言ハ

ナケレバナリマセヌ

シテ拍車ヲ掛ケテ居ルモノデアルト存シマス、加之近來ノ不景氣ハ、一層此上ニ非常ナル重サヲ加ヘテ居ル、之ヲ政治上ニ見ル布ト云フモノガ、普遍的ニナフテ居リマセヌ、且ツ近來ソレガ甚シクナリ、又將來モ益、其勢ヲ助長セント致シテ居ル所ノ、都市集中ノ趨勢ト云フモノガ、此不均衡ニ對応する事無キ、其原因ハ何處ニアルカ、様々アルト信ズル者デアリマセウケレドモ、畢竟スルニ我國ニ於ケル富庶ニ經濟活動ノ分佈ト云フモノガ、其原因ハ何處ニアルカ、様々ノ基本ヲ確立スルト云フ上カラ見マシテモ、是ガ匡救ハ洵ニ國家焦眉ノ急デアルト言ハ

ル、差異ガアルト云フコトハ、見遁スコトガ出來マセヌ、試ミニ地方稅目中最モ目立テ所ノ土地ノ課稅、竝ニ戸數割ニ付テ點檢致シテ見マスト、地租ノ附加稅ハ市部ニ於テハ一般ニマダ其制限ニ達シテ居リマセヌ、然ラバ之ニ應ズルガ爲ニ、道府縣市町村ノ平均ニ於テハ、制限外ニ割五分、府

ノ經費ヲ節約シテハ如何デアルカ、固ヨ
リ節約スペキモノハ、節約ヲシナナケレバ
ナラヌケレドモ、此節約ニハ自ラ限度ト云
フモノガアリマシテ、即チ教育、土木、衛
生、又府縣ニ於テハ警察ノ費用、斯ノ
如ク一定ノ單位ニ於ケル仕事ト云フモノハ、
ドウ致シテモ各地方自治體ニ於テ致スノデ
アリマスカラ、恩フ程ノ節約ガ出來ナイ、
ノミナラズ、續ク所ノ不景氣ノ結果、道府
縣市町村ニ於テハ、出來ルダケノ節約ハ既
ニ致シテ居ル、又當該官廳ニ於テモ監督ハ
忽セニシテ居ラヌト考ヘマスルガ、之ニ加
フルニ、此不景氣ノ結果トシテ、或ハ救護
費ナルモノガ増シテ參ル、或ハ小學校ノ教
員ノ恩給ガ年々累加致シテ來ル、或ハ又
此時局匡救費ノ爲ニ、更ニ各方面ニ於テ相
當ノ負擔ガアルト云フヤウナ譯デアリマス
ルカラシテ、經費ハ却テ自然ニ增加スルノ
趨勢コソアレ、中々之ヲ緊縮スルト云フコ
トハ、今日ハ困難ノ情勢ニ在ルト言ハナケ
レバナリマセヌ、ノミナラズソレト理由
アルコトデアリマセウケレドモ、國ノ事務
ノ委任ト云フコトガ、之ニ對スル經費伴ハ
ズシテ際限ナク行ハレ、尙ホ更ニ之ニ加フ
ルニ、或ハ獎勵費、或ハ補助費ノ形ニ於テ、
動モスレバ却テ町村ノ負擔ヲ重カラシメル
所ノ形トナッテ居リマス、之ヲ救フニハ、ド
ウ致シテモ各市町村ノ資力ニ應ジテ國費
ノ全體ヲ割イテ、之ヲ補給ヲスルト云フ以
外ニハ、私ハ方法ハナイモノト考ヘルノデ
アリマス(拍手)然ラバ此交付金ナルモノハ、
國稅竝ニ地方稅ノ根本的ノ改革ヲ俟テ、若
クハソレト同時ニ行ツテハドウカト云フヤ
ウナ議論ガ多イヤウデアル、併ナガラ國民
ノ負擔ノ均衡ヲ圖ルニ當リマシテハ、固ヨ
リ稅制ノ改良ノ必要ナコトハ認メルガ、地
方稅ニ關スル限りハ、先以テ本制度ノ精
神ヲ發揮致シマシテ、地方財源ノ調整ヲ行
フト云フコトヲ致サンケレバ、如何ナル稅

制、財政ノ整理ヲ致シマシテモ、地方ノ窮
乏ハ救ヒ得ナイモノデアルト私ハ信ジマス
(拍手)殊ニ貧弱町村ニ於テハ輕減スペキ何
モノモ今日ハナイ、又強ヒテ輕減ヲ行ヘバ、
先年地租ノ輕減ヲ行ツタ時ノヤウニ、却テ地
方ハ其財源難ニ苦シマシテ、其結果ハ無理
ナ稅ガ行ハレル、即チ戸數割ガ増シテ來タ
リ、或ハ制限外課稅ガ取ラレルト云フコト
ニナリマシテ、却テ其結果ハ宜クナイ、又
所謂兩稅ノ委譲、即チ我黨ノ年來ノ主張デ
アリ、未ダ實行ニ移サレヌモノデアリマスル
ガ、此兩稅ノ委譲固ヨリ可デアルト思フガ、
此兩稅ノ委譲ヲ致シマシテモ、尙且ツ只今
申ス所ノ地方財政ノ窮乏ハ救フコトガ出來
ナイ、何故ナラバ此兩稅ノ委譲ハ、資力ニ
正比例スルモノデアリマスケレドモ、地方
ノ要求ハ却テ之ニ反比例シテ居ル、此事實ヲ
認メタナラバ、此方法ノミヲ以テシテハ、今
日ノ窮乏ヲ救ヒ得ザルコトハ明瞭デアリマス
然ラバ此地方ニ對スル補整金ノ財源ハド
ウスルカ、其金額ハドウデアルカト云フコ
トニナリマスト、吾々ハ先以テ地方ノ稅
ノ總額、五箇年間ノ平均ト云フモノヲ目安
ト致シテ、其一割ニ下ラザル額ヲ補給金ニ
与ヘタイト思ヒマス、即チ現狀ニ於テ言ヘ
バ五千七百万圓前後ノ金デアリマス、財源
ハ如何ニ致スカ、吾々ノ考案ニ依リマスト
云フト、第二種所得稅、資本利子稅、相續
稅、此三稅ニ對シテ適當ナル増加ヲ行ヒ、
而リマス、第二ハ將來ノ對策ト致シテ、自
治體ノ事務ノ擴張、擴充ヲ致ス所ノ資源ヲ
之ニ與ヘテ、自治ノ根柢ヲ深カラシメ、之
ヲ以テ國家ノ隆興ニ資セントスルモノデア
リマス、政府ハ此重要ナル時ニ臨ンデ、而
モ此重要ナル問題ニ對シテモ、内輪デハ色
モ、踏距遂巡シテ何等ノ經緯ヲ立テズ、
御協賛ニ依リマシテ、速ニ此案ノ成立スル
又勇斷ヲ缺イテ居リマス、吾々ハ政府ノ此
コトヲ希望致スノデアリマス(拍手)
○副議長(権原悦二郎君) 本案ニ對シテハ
質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許可致シマ
ス——松岡俊三君登壇

アルカラシテ、此附加稅ノナイト云フ部分
ヲ國稅ト致シマシテ増徵致シ、ソレニ加フ
ノニ對シテ適切ナル整理ヲ行フ、之ニ依
テ只今申ス如キ稅總額一割以上ノ財源ヲ求
メ、其配分ハ如何ニスルカ、道府縣ト市町
村ノ間ニハ各、其地方稅ノ總額ヲ目安ト致
シマシテ按分比例ヲ致スノデアリマス、今
日ノ現狀ニ於テハ恰モ道府縣ニ八十分ノ四、
市町村ニハ十分ノ六ト云フコトニナルヤウ
デアリマス、堵テ其道府縣茲ニ市町村ノ間
ニ於テハ之ヲ如何ニ分ツカト云フコトハ、
法案ニアリマス如クニ、先以テ一般的ニ其
ニ依リ、各種ノ標準ヲ求メテ之ヲ配付スル
譯デアリマス、即チ以上ノ説明ニ依テ御諒得
ト得タト存ジマスルガ、此法案ノ當面ノ目
的トスル所ハ地方稅ノ輕減デアリマス、地
方稅輕減ノ爲ノ給與ニ充テ、且ツ地方中央
隔離ノ源ヲ絶ツト云フコトガ當面ノ目的デ
アルコトヲ認メテ、獨リ陸軍ノミニ於テハ
給與令ガ別ニナラニテ居ルノデアル、我ガ日本
ニ行ツタナラバ殆ド交通杜絕セラレテ居ル
ト云フヤウナ、現實ノナマノシイ問題ガ
京ガコンナ風ニナシテ居ルケレドモ、此管下
居ルノデアル、何ヲ物語ルカト申シマスル
ト、第一、第七、第八師團管下ハ、今日東
京ガコントラ風ニナシテ居ルケレドモ、此管下
居ルノデアル、何ヲ物語ルカト申シマスル
ト、第二、第七、第八師團管下ハ、今日東
京ガコントラ風ニナシテ居ルケレドモ、此管下
居ルノデアル、此法案ヲ見マスト「第七條
政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ特ニ必要アリ
ト認ムル市町村ニ」云々、特ニ必要アリト
認ムルト云フコトヲ申サレテ居リマスカ
ラ、第二、第七、第八師團管下ニ陸軍ガ給
與令ヲ別ニ差別的ニシテ居ルト云フ工合
ニ、先づ本案ニ於テモ資力及課稅ノ力ノナ
イ者ノミニ交付金ヲ與ヘルモノデナクシ
テ、其以上ノ特別ナル、即チ第二、第七、
第八師團管下ノ、日本ノ特別ナル地方ニ對
スル所ノコトヲ、考慮セラレテ居ランケレ
バナラヌト思フノデアリマス、是ハ國民同
意カラ出サレマシタ所ノ農村救濟負擔均衡
法ニモ矢張聯スル所ノモノデアリテ、本法
案ノ施行ニ付テハ殆ド勅令ガ之ヲ決スルノ
デアル、實ニ政府ノ決心如何ニ依テ此法
ガ活キルノデアル、勅令ニ依テ定ムル所
ノモノバカリ多イノデアル、然ルニ日本ノ
今日マデノ劃一的ナ政治ノ中ニ、獨リ陸軍
ノミガ第二、第七、第八師團管下ガ明瞭ニ
給與令ガ變テ居テ、東北、北海道及北陸
四縣ニ對シテハ特別ナル政治ヲシテ居ルノ
デアル、此法案ガ資力及課稅力、是ダケデ

○松岡俊三君 私ハ多年要望シテ居リマシ
タ此地方財政補整交付金法案ノ、茲ニ我ガ
同志ニ依テ提出セラレタルコトヲ非常ニ
喜ブ者デアリマス、私ハ此壇上ヨリ特ニ御
尋シテ置カナケレバナラヌコトハ、陸軍ニ
於テハ第二師團管下、第七師團管下、第八
師團管下ニ向テハ、給與令ガ特別ニ出來テ
居ルノデアル、何ヲ物語ルカト申シマスル
ト、第一、第七、第八師團管下ハ、今日東
京ガコントラ風ニナシテ居ルケレドモ、此管下
居ルノデアル、此法案ヲ見マスト「第七條
政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ特ニ必要アリ
ト認ムル市町村ニ」云々、特ニ必要アリト
認ムルト云フコトヲ申サレテ居リマスカ
ラ、第二、第七、第八師團管下ニ陸軍ガ給
與令ヲ別ニ差別的ニシテ居ルト云フ工合
ニ、先づ本案ニ於テモ資力及課稅ノ力ノナ
イ者ノミニ交付金ヲ與ヘルモノデナクシ
テ、其以上ノ特別ナル、即チ第二、第七、
第八師團管下ノ、日本ノ特別ナル地方ニ對
スル所ノコトヲ、考慮セラレテ居ランケレ
バナラヌト思フノデアリマス、是ハ國民同
意カラ出サレマシタ所ノ農村救濟負擔均衡
法ニモ矢張聯スル所ノモノデアリテ、本法
案ノ施行ニ付テハ殆ド勅令ガ之ヲ決スルノ
デアル、實ニ政府ノ決心如何ニ依テ此法
ガ活キルノデアル、勅令ニ依テ定ムル所
ノモノバカリ多イノデアル、然ルニ日本ノ
今日マデノ劃一的ナ政治ノ中ニ、獨リ陸軍
ノミガ第二、第七、第八師團管下ガ明瞭ニ
給與令ガ變テ居テ、東北、北海道及北陸
四縣ニ對シテハ特別ナル政治ヲシテ居ルノ
デアル、此法案ガ資力及課稅力、是ダケデ

